

平成23年6月24日

内閣総理大臣

菅 直 人 様

東日本大震災に対処するための
追加予算措置等を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書

平成23年3月11日の東日本大震災発生から3か月が経過し、マグニチュード9.0の超巨大地震と高さ10mを超える大津波による被害の全容が次第に明らかになってきておりますが、これまでの調査で判明した我が県の被害は、死者・行方不明者が約1万5千人、全半壊等の住家被害が約10万8千棟に上るほか、被害額は約3兆2千億円に達するなど、これまで経験したことのない極めて甚大な被害規模となっております。

また、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、今もなお約2万人の被災者が避難生活を余儀なくされているほか、1800万トンにも及ぶ膨大な災害廃棄物が発生しており、一刻も早い処理を迫られている状況にあります。

このように、極めて甚大な被害を前に、今なおたいへん厳しい状況が続いておりますが、震災の発生以来、国や全国の自治体、企業、団体、個人の皆様を始め、世界中の皆様からたくさんの暖かいご支援をいただき、県民一同、心からの感謝とともに、今後の復旧、復興に向けた確固たる決意を新たにしているところです。

国におかれましては、特別立法や第1次補正予算措置などにより、これまでも被災自治体の要望を具体化していただいているところですが、一刻も早く住民生活の安定を図り、本格的な復旧や復興を加速していくためには、国によるこれまでの支援に加え、今後特に財政面で一層の支援が必要な状況にあります。

つきましては、本年度第2次補正予算をはじめとする国の今後の補正予算の編成に向けて、追加の予算措置を講じられますとともに、制度等につきましても実態に合わせて必要な整備や改善を図られますよう、さらには次年度以降におきましても引き続き、予算措置を講じられますよう、別紙のとおり要望いたします。

< 各府省に共通するもの >

- 1 (仮称) 災害復興交付金の創設による災害復旧事業費及び災害復興事業費の全額国庫一括交付金化(省庁ごとの補助金及び地方債によらない対応を)
- 2 既存制度及び予算運用の弾力化等による被災地の復興促進
- 3 被災地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の拡充
- 4 災害廃棄物処理に係る国の関与強化及び災害廃棄物処理費の全額国費対応等
- 5 被災地方公共団体が平成23年3月11日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において平成23年度に事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な制度の整備
- 6 被災地方公共団体が平成23年4月1日以降に平成23年度の災害応急措置として国の予算措置や交付決定等を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において事後的に国庫支出金の交付等を可能にする特別な制度の整備
- 7 災害査定手続きの簡素化等
- 8 国庫支出金概算交付の早期実行

< 内閣府関係 >

- 1 東日本大震災に対処するための特別な財政援助及び助成に関する法律第2条第2項の特定被災地方公共団体に対する激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律第5条及び第6条の措置のみなし適用
- 2 激甚災害法第21条の改正及び同条の早期適用等
- 3 総合的な防災力の再構築に向けた支援
- 4 被災者の生活再建に向けた支援
- 5 被災者生活再建支援制度の充実
- 6 自殺対策緊急強化基金の設置期限の延長及び積み増し
- 7 災害復旧・復興過程における治安事象の変化に的確に対処するための警察官等の緊急増員
- 8 災害時の特別な警察活動費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 9 地域金融機能の確保
- 10 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備
- 11 (仮称) 東日本復興特区の創設

< 総務省関係 >

- 1 壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎並びに主たる庁用備品・公用車

- の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 県の庁舎及び市町村の支所庁舎等における行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等の災害復旧費等に対する支援の拡充等
 - 3 災害時の特別な行政活動費に対する国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の増額等
 - 4 地方交付税の繰上交付等
 - 5 震災関連地方債に係る地方交付税措置の拡充
 - 6 警察官及び教員の増員や税収の減に係る地方交付税措置の拡充
 - 7 単独災害復旧事業債等に係る地方交付税措置の拡充
 - 8 被災地方公共団体が平成22年度の災害応急措置として支出済み又は平成23年度に繰越して施行中の経費で平成23年度における国の災害査定の結果施越事業とならなかったものについて、平成23年度に事後的に単独災害復旧事業債の発行を可能にする特別な制度の整備
 - 9 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する一般会計繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等
 - 10 平成22年度に一般会計から繰り出し又は補助した地方公営企業施設又は地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する災害復旧事業債の充当
 - 11 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別な繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大
 - 12 きめ細かな被災者支援に対する財政措置の拡大
 - 13 被災して滅失し復旧を断念した施設等に対する地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還免除等
 - 14 合併市町に対する財政措置の特例について
 - 15 コミュニティの再構築を担う復興支援員の設置や地域の取組への財政支援の新設
 - 16 市町村や第三セクター等が設置した地上デジタル放送用の共聴施設等や、光ファイバ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の情報通信基盤の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の拡充等
 - 17 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援
 - 18 災害に強い通信インフラの整備と防災・通信システムの再構築に向けた支援
 - 19 災害用備蓄及び防災資機材整備に対する補助制度の創設等
 - 20 津波襲来の際に沿岸部の人たちの避難先となる津波避難タワーや津波避難ビルの整備に対する財政措置の拡大及び補助制度の創設等
 - 21 消防力の復旧に向けた支援の継続

< 財務省関係 >

- 1 被災して滅失し復旧を断念した施設等に対する財政融資資金の償還免除
- 2 被災して滅失し復旧を断念した施設等に対する政府等金融機関等融資資金の繰上償還免除等
- 3 災害査定手続きの簡素化等
- 4 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援

< 文部科学省関係 >

- 1 公立及び私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の更なる嵩上げ
- 2 社会教育施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ
- 3 教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 被災に伴い必要となるスクールバスの運行や代替交通機関の確保及びそれに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 5 仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 6 仮設校舎から離れた実習施設への移動に要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 7 中・長期的な被災児童生徒に対する就学援助，奨学金及び給食費援助の拡充
- 8 スクールカウンセラー等活用事業における緊急派遣の委託事業継続と，通常派遣に係る高等学校・特別支援学校への国庫補助対象範囲の拡大
- 9 被災県に対する教職員定数の中・長期的な特例措置
 - (1) 公立小中学校における35人学級編制及びこれに伴う教職員定数等の中・長期的な特例措置
 - (2) 公立高等学校・特別支援学校における教職員定数の中・長期的な加配措置
- 10 防災拠点等としての学校機能の充実・強化
- 11 学校における防災教育体制の整備
- 12 学校教職員の応援体制の整備
- 13 文化財の修復等にかかる経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ
- 14 埋蔵文化財調査の弾力的な運用及び国庫支出金交付対象範囲の拡大並びに交付率の嵩上げ
- 15 公立大学法人への災害復旧事業に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 16 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩す

る運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設

- 1 7 被災学生に対する無利子奨学金の全員採用と給付型奨学金の創設
- 1 8 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 9 私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設等
- 2 0 日本私立学校振興・共済事業団貸付金の資産査定の緩和
- 2 1 日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還免除又は猶予
- 2 2 私立学校運営費補助制度の運用等について
- 2 3 私立学校が行う被災者への授業料減免等に対する国庫支出金交付の拡充
- 2 4 宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保
- 2 5 福島第一原子力発電所事故にかかる放射性物質の影響調査等
- 2 6 災害査定の簡素化等

< 厚生労働省関係 >

- 1 災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備
- 2 災害救助法で規定する救助の種類追加（栄養管理等）及び災害救助法施行令で規定する医療関係者の範囲の拡大（管理栄養士，臨床心理士，作業療法士等）
- 3 災害救助法に係る事務処理の簡素化
- 4 応急仮設住宅の基準限度額の引き上げ及び解体撤去費用の拡充
- 5 被災者が支払った民間賃貸住宅の家賃等に係る金銭給付の実施
- 6 応急仮設住宅の維持管理のための財政支援
- 7 災害救助法に係る応急修理制度の拡充
- 8 医療施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（公的医療施設及び民間）
- 9 医療従事者確保及び流出防止のための財政支援
- 1 0 仮設診療所及び薬局の整備に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大等
- 1 1 医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限の延長及び対象施設の追加と交付金の増額
- 1 2 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携体制構築に向けた支援
- 1 3 避難所・応急仮設住宅の被災住民に対する健康支援等に係る国庫支出金交付制度の創設
- 1 4 保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ（全額）及び国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 1 5 社会福祉施設等の災害復旧に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ（全額）及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）

- 1 6 母子寡婦福祉資金貸付に係る国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）、利子負担の軽減（無利子）、貸付対象（基準）の拡大、国の貸付特例の延長
- 1 7 安心こども基金の設置期限の延長及び事業対象範囲の拡大
- 1 8 （特別）児童扶養手当の災害等に係る特例措置の拡大
- 1 9 震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 0 福島第一原子力発電所事故にかかる放射性物質の影響調査等
- 2 1 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 2 セーフティネット支援に対する国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）
- 2 3 被災施設等に対する独立行政法人福祉医療機構からの融資の償還免除
- 2 4 社会福祉法人に対する独立行政法人福祉医療機構からの災害復旧資金（経営資金）貸付に係る特例措置の拡充
- 2 5 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の対象範囲の拡大及び基金の積み増し
- 2 6 被災者の心のケア対策の充実強化のための財源確保
- 2 7 障害者に対する住宅再建支援
- 2 8 在宅の重症心身障害児（者）等の自家発電機の保有に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 9 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し等
- 3 0 サポートセンター運営に対する継続的な財政支援
- 3 1 地域包括ケアシステム構築に向けた財政的な支援
- 3 2 第 2 5 回全国健康福祉祭（ねんりんピック宮城・仙台 2 0 1 2 ）に対する財政支援の拡大
- 3 3 介護給付費負担金等への財政的支援
- 3 4 後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度への移行時期の延期
- 3 5 高等技術専門校の訓練機器等の災害復旧費に対する財政支援の拡充
- 3 6 被災離職者に対する職業転換給付金の国庫全額負担
- 3 7 被災事業主等に対する雇用調整助成金の支給割合の拡充
- 3 8 被災者雇用開発助成金の増額補正及び次年度以降の継続実施
- 3 9 被災新規高卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 0 被災新規学卒者就職活動支援金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 1 被災失業者の公共事業への就労促進に関する制度の創設
- 4 2 被災者の雇用に向けた雇用関連交付金の拡充
- 4 3 温泉旅館等を活用した被災者向けレスパイト事業に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 4 水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大等

- 4 5 身元不明者の遺骨・遺品の保管に関する経費及び納骨堂・慰霊碑を設置・管理する経費，並びに墓地の復旧に要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設

< 農林水産省関係 >

- 1 国直轄災害復旧事業に対する地方負担金の支払免除及び農家負担の支払免除
- 2 農林漁業者向け制度融資への財政的支援の充実及び二重ローン対策
- 3 農林水産業団体の事務所等災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 農林水産業団体の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 5 地方卸売市場の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 6 農林水産試験研究施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 7 農林水産業施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 8 東日本大震災農業生産対策交付金に係る国庫支出金交付率の嵩上げ及び採択要件の見直し並びに事業の継続
- 9 海水が浸水した農地の排水作業や塩害対策への支援及び被災農家の経営再開への支援
- 10 福島第一原子力発電所事故に係る農林水産物の放射性物質検査
- 11 県産農林水産物・食品の販路確保及び販売促進に対する支援措置の創設
- 12 食品製造業者に対する加工原材料調達支援制度の創設
- 13 原子力発電所事故に係る畜産農家負担軽減制度の創設
- 14 被災畜産農家への支援と被災粗飼料畑の復旧に対する国庫支出金交付制度の創設
- 15 農畜産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- 16 繁殖素牛等の再導入費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 17 死亡家畜被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- 18 土地改良区の区債償還に対する償還助成事業の拡充
- 19 土地改良事業等の農家負担の免除制度の創設
- 20 土地改良区の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 21 「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に係る復旧関連事業の弾力的運用
- 22 農村地域の復興計画実現に向けた新たな制度の創設
- 23 山林種苗生産機械・機具の被害に対する国庫支出金交付制度の創設
- 24 森林・林業・木材産業づくり交付金活用施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 25 木材加工業者の経営再建に対する支援
- 26 製紙用木材チップ等の流通に対する支援

- 2 7 倒木・流木等を活用した木質バイオマス利用拡大のための施設整備等に対する支援
- 2 8 森林整備加速化・林業再生基金事業の設置期限の延長・積み増し及び被災施設の再建に向けた支援の創設
- 2 9 海岸部の保安林の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 0 水産物の安全安心確保に対する支援
- 3 1 漁船・漁具等の再導入費に対する支援等
- 3 2 養殖施設・種苗生産施設の再建に対する支援
- 3 3 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 3 4 被災状況調査費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 5 水産物の流通施設の早期復旧及び水産加工業者の経営再建に対する支援
- 3 6 水産養殖生産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- 3 7 水産業復興特区の創設
- 3 8 特定施設に対する国による復旧事業の実施
- 3 9 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長
- 4 0 災害復旧事業の対象とならない漁港区域への国庫支出金交付制度の創設
- 4 1 災害査定手続きの簡素化等

< 経済産業省関係 >

- 1 被災地におけるクリーンエネルギー供給・活用システムの導入支援策の創設
- 2 試験研究機関の機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 被災した製造業に対する総合的な支援制度の創設
- 4 被災地域の経済復興につながる企業立地支援制度の創設
- 5 被災した商店等に対する総合的な支援制度の創設
- 6 震災地域企業に対する取引停止等の防止に関する指導
- 7 被災した商工会，商工会議所に対する支援制度の創設
- 8 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金の対象施設の拡大等及び中小企業組合等の災害復興事業に対する補助制度の創設
- 9 政府系金融機関による今回の災害に限定した新たな貸付金の創設
- 1 0 今回の災害に限定した新たな特例保証制度の創設
- 1 1 既往債務の減免措置
- 1 2 信用保証協会への支援
- 1 3 県制度融資への支援
- 1 4 地方公共団体が単独で整備した国際展示施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度及び融資制度の創設
- 1 5 地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

- 1 6 被災中小企業及び復興支援者に対する法人税等，税制面での減免等の措置
- 1 7 F A Z 法に基づき設立された第三セクターに対する政府系金融機関融資の償還免除等
- 1 8 被災した自動車の買換えに対する財政的支援制度の創設
- 1 9 中小企業等復旧・復興支援事業の継続的予算措置及び県負担分の財源措置
- 2 0 被災した中小企業等に対する新たな設備貸与事業の創設及びリース事業に係る信用保険制度の創設
- 2 1 小規模企業共済制度の災害時貸付の資金用途の拡大
- 2 2 全国的な燃料供給体制の構築と災害対応型給油所の計画的配置等
- 2 3 仮施設整備事業予算の拡充及び建設用地確保等についての柔軟な対応
- 2 4 旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助の追加支援措置
- 2 5 輸出に関する放射能汚染風評被害対策の強化・拡充
- 2 6 原子力災害への対応
- 2 7 福島第一原子力発電所事故にかかる放射性物質の影響調査
- 2 8 地方公営企業のガス施設の災害復旧費等に対する国庫支出金交付率

< 国土交通省関係 >

- 1 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ
- 2 災害復旧費の原形復旧以外の事業への充当
- 3 多重防御による津波防災施設整備などに係る支援制度の創設
- 4 災害査定手続きの簡素化等
- 5 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除
- 6 被災を受けた建設業への支援制度の創設
- 7 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 8 復興まちづくりに対する一括交付金などの制度の創設
- 9 被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大及び国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 0 土地区画整理事業地の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 1 被災を受けた土地区画整理事業に係る国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 2 土地区画整理組合の経営支援の充実
- 1 3 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 4 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 1 5 防災集団移転促進事業の国庫支出金交付率等の更なる嵩上げ・制度の拡充
- 1 6 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 7 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ

- 1 8 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大
- 1 9 激甚災害法第 2 1 条の改正及び同条の早期適用
- 2 0 地震に伴う地盤沈下に対する総合治水対策
- 2 1 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 2 2 急傾斜地の特定利用斜面保全事業の受益者負担金の免除及び全額国庫負担
- 2 3 地すべり対策事業と急傾斜地崩壊対策事業等の採択基準の緩和及び国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 4 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査に要する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 5 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置の適用と国庫支出金交付率の嵩上げについて
- 2 6 被災地域の高速道路無料化における地方有料道路の減収に対する国庫負担措置
- 2 7 被災離島地域の復興に係る離島振興事業への支援
- 2 8 復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進及び直轄負担金の減免と国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 9 災害公営住宅整備，復旧に伴う国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 3 0 地域優良賃貸住宅整備に伴う国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 3 1 住宅地区改良事業の国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 3 2 民間住宅再建における支援制度の創設
- 3 3 第三セクター鉄道，離島航路，バス等の被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大並びに事業者への出資及び運転資金融資制度等の創設
- 3 4 被災地における緊急的，臨時的な交通確保に要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 5 港湾施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 3 6 港湾施設等物流機能の復旧支援及び地震津波防災施設の整備促進
- 3 7 復興に向けた港湾設備の整備促進及び直轄負担金の減免と国庫補助率の嵩上げ
- 3 8 地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 9 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援について
- 4 0 観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 1 観光復興に向けた交流人口拡大の取組に対する国庫支出金交付制度の創

設

< 環境省関係 >

- 1 自然公園内の県施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 2 自然公園内の市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 災害廃棄物処理に係る国の関与強化及び災害廃棄物処理費の全額国費対応等
- 4 災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大
- 5 廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 6 試験研究機関（宮城県保健環境センター）の庁舎及び機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

要望項目に係る説明書

<各府省に共通するもの>

1 (仮称)災害復興交付金の創設による災害復旧事業費及び災害復興事業費の全額国庫一括交付金化(省庁ごとの補助金及び地方債によらない対応を)

このたびの震災による被災地域は極めて広大であり、被災件数も膨大な数に上ることから、今後国において予算措置される本格復旧事業費や復興事業費が従来どおりの補助金を中心としたものになった場合、国及び被災地方公共団体の双方において補助金の交付に要する事務が過大となり、数多くの被災地方公共団体の運営に支障を来すおそれがあります。

また、補助金での支援の場合、補助金を所管する府省により補助対象事業費がこと細かく定められることから、1件1件について各所管府省と時間をかけて協議を重ねたとしても、解体や撤去に係る費用など、府省によっては必要な経費のうちかなり大きな割合が補助対象外とされたり、府省の定める数量や単価を超過した部分について補助対象外になるのが通例です。

さらに、災害査定に要する書類の準備のため、我が県ではすでに10億円程度の予算を計上しており、これは今後更に膨らむ見込みとなっていますが、現行制度ではこうした経費を対象にした国庫支出金交付制度はありません。

こうした状況を踏まえ、例えば農林水産省ではこのたびの震災に対応して東日本大震災農業生産対策交付金を創設するなど、一部の省においては、従来の補助金によらず、被災地方公共団体の裁量で柔軟に活用できる交付金制度を設けているところですが、今後国において予算措置される本格復旧事業費や復興事業費においては、こうした考え方を各府省の枠を超えて拡大し、道路、河川、港湾、漁港、農地など、行政分野ごとの被害額を外形基準として国の支援額を算定し、各府省分を一括して(仮称)災害復興交付金として交付するとともに、交付金の使途についても、被災地方公共団体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすることを求めます。

また、現行制度において国の被災地方公共団体に対する財政支援は、主として国庫補助と地方債の元利償還金に対する地方交付税措置からなっていますが、地方交付税措置額と被災地方公共団体の元利償還金実負担額には通常差異があることから、可能な限り、上記の(仮称)災害復興交付金に一本化し、事業実施年度に全額国費で交付するよう求めます。

2 既存制度及び予算運用の弾力化等による被災地の復興促進

被災地の復興を早期に行うためには、復興の支障となる規制を適用しないこととするほか、各種手続きを簡素化するとともに手続きに要する期間を短縮する等の特例措置が必要です。既にほとんどの府省で様々な弾力化措置を

講じていただいているところですが、中には被災地方公共団体の要望が現時点でまだ実現しておらず、早期の復興に支障を来している事例も見られることから、今後も引き続き被災地方公共団体の意見を踏まえながら、必要が生じた都度、適宜特例措置を法制化するほか、既存制度及び予算運用を弾力化し、迅速に課題の解決を図ることができるよう求めます。

3 被災地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の拡充

従来、地方公共団体等が単独で整備した施設に係る災害復旧費は国庫補助の対象外とされていますが、このたびの震災では、被災した地方公共団体等が単独で整備した施設も甚大な被害を受け、現行制度で起債対象外の施設や元利償還金に対する交付税算入率の低い施設を中心に、地方負担が過重となっています。平成23年5月2日に公布された東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下、「東日本特別財政援助法」という。）では、被災した市町村本庁舎の仮庁舎建設費への補助（第6条）や特定用途港湾施設及び指定空港機能施設の災害復旧事業に対する貸付け（第135条及び第137条）が法定化されたほか、国の平成23年度第1次補正予算で港湾荷役機械等への補助が盛り込まれたところですが、このたびの被害の大きさに鑑み、被災地方公共団体等が単独で整備した施設の災害復旧費を国庫支出金の交付対象とすることについて更なる拡充を求めます。

4 災害廃棄物処理に係る国の関与強化及び災害廃棄物処理費の全額国費対応等

現行制度において災害廃棄物処理は最終処分まですべて市町村の事務とされていますが、このたびの震災で発生した災害廃棄物は極めて大量であり、このすべてをそれぞれの被災市町村が早期に最終処分まで行うことは不可能な状況です。

現在、住民の生活に支障となる市街地などの災害廃棄物は市町村が設置した一次仮置き場に移動し、保管しているところですが、一次仮置き場から先の処理を市町村が責任をもって行うことは現実的ではなく、県が一次仮置き場から先の処理を市町村から受託したとしても、県が県内において独力で処理することは事実上困難です。

つきましては、一次仮置き場までの移動及び一次仮置き場の運営に係る事務は被災市町村及びその事務の一部を受託した県において処理してまいります。一次仮置き場から先の処理は全額国の負担により国直轄で処理することが

できるよう制度の整備を求めます。

また、東日本特別財政援助法第139条で特定被災地方公共団体である市町村の災害廃棄物処理については最大90/100の国庫補助が受けられることになり、残る市町村負担分についても、市町村が発行する災害対策債の元利償還金の100%を後年度地方交付税で措置するとされていますが、このたびの災害廃棄物処理費は国が全額を負担するとの方針が既に示されていることから、市町村負担分をゼロにし、事業実施年度に全額を国費で交付するよう求めます。それが困難で地方交付税措置するのであれば、災害廃棄物処理費そのものが巨額に上り、今後各年度に支払う元利償還金も大きく膨らむと見込まれ、地方交付税総額が増えなければ地方全体の財政運営に大きな支障を及ぼす可能性が高いと思料されることから、このたびの震災によって今後必要となる地方全体の災害対策債元利償還金相当額を国の一般会計から地方交付税の原資に別枠で特例加算するよう求めます。

さらに、県が公共土木施設等の管理者として既に実施し、また今後実施することとなる公共土木施設上等の災害廃棄物処理については、所在市町村からその処理について委託があった場合に限り災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることができるとされていますが、市町村を経由することによる県及び市町村双方の事務処理の煩雑化を避けるため、災害等廃棄物処理事業費補助金と同一内容の国庫支出金を直接県に交付するよう求めます。

5 被災地方公共団体が平成23年3月11日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において平成23年度に事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な制度の整備

このたびの震災では、災害応急措置として、国庫補助の対象になるようなものでも、必要にせまられて国の交付決定を待たずに発注を済ませています。

既に多くの府省においてこうした事情をご賢察いただき、被災地方公共団体が平成22年度において実施済みのものであっても、事後承認の上、平成23年度において国費を交付することとしていただいているところですが、こうした柔軟な運用を国の全府省において統一し、徹底を図るよう求めます。

6 被災地方公共団体が平成23年4月1日以降に平成23年度の災害応急措置として国の予算措置や交付決定等を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において事後的に国庫支出金の交付等を可能にする特別な制度の整備

今後も現場の判断で早急に応急措置を講じる必要がある場合は、国庫補助

又は国の貸付けの対象になるようなものでも、必要にせまられて国の予算措置や交付決定、貸付決定を待たずに発注しなければならないことが起こりうると考えられます。

既に多くの府省においてこうした事情をご賢察いただき、補助金の交付決定又は貸付金の貸付決定の前に着手した事業であっても、事後承認の上、国費を交付又は貸付けすることとしていただいているところですが、一部になおこうした柔軟な取り扱いを認めない事例も見受けられることから、柔軟な運用を国の全府省において統一し、徹底を図るよう求めます。

7 災害査定手続きの簡素化等

今回の災害は、地震のみの被害の内陸域と地震及び津波の被害の沿岸域とに区別され、両地域の被害は様相を異にすることから、地域の早期復旧・復興の観点から沿岸域については全箇所机上査定とすることを求めるとともに、査定の簡素化に伴い、実施・精算の際にかなりの数の設計変更が生じることが予測されることから、設計変更について「軽微な変更」の要件の緩和及び拡大など柔軟な運用や手続きの簡素化が図られるよう求めます。

また、災害査定の対象となる施設が多く、査定に係る経費が多額となることから、当該経費を国庫支出金の交付対象にする等、財政措置の対象とするよう求めます。

8 国庫支出金概算交付の早期実行

このたびの震災への対応として、既に各府省と被災地方公共団体との間で災害対策事業や災害復旧事業に係る交付金、補助金、貸付金等の協議等を進めているところですが、このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、被災地方公共団体においては被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれ、被災地方公共団体の資金繰りが悪化する可能性が高くなっています。

つきましては、災害対策事業や災害復旧事業等の予算執行を円滑に行うため、資金繰り支援として、災害対策事業や災害復旧事業に係る国から被災地方公共団体への交付金、補助金、貸付金等については、できる限り早期に概算交付するよう求めます。

<内閣府関係>

1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項の特定被災地方公共団体に対する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条及び第6条の措置のみなし適用

東日本特別財政援助法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体については、同法第5条で激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚災害法」という。）第3条第1項の特定地方公共団体とみなす旨規定されているところですが、当該みなし規定及び関係政令により被災地方公共団体がこれまで既に早期に適用の確定を得ることができた激甚災害法の措置は、第3条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第24条、第25条の9件の措置にとどまっており、第5条から第11条の2まで及び第17条、第22条の措置は、災害発生後3か月を経過してもなお被災地法公共団体において適用を受けるかどうか確定していないため、被災地方公共団体が迅速に復旧事業を行う上で財政面での予見が困難なままとなっています。

特に、激甚災害法第5条及び第6条の措置は被害の程度で確定する措置ではなく、同法第3条の措置と同様に復旧事業費の確定を待たなければ確定しない措置であることから、東日本特別財政援助法第5条による激甚災害法第3条の措置に対するものと同様のみなし規定を激甚災害法第5条及び第6条の措置に対しても速やかに追加規定するよう求めます。

2 激甚災害法第21条の改正及び同条の早期適用等

激甚災害法第21条（水防資材費の補助の特例）は、「都道府県又は（中略）水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の3分の2を補助することができる。」と規定されていますが、このたびの震災では、津波で県及び沿岸部の水防管理団体（市町村等）が所有する多数の水防資材倉庫が流出し、大量の水防資材が使用されないまま倉庫ごと滅失しました。同法同条では国庫補助の対象を「使用した資材」に限定しており、この限定規定を理由にこれまでのところ「激甚災害により滅失した水防資材及び水防資材倉庫は激甚災害制度の対象にならない」との見解が出されておりますが、その規定の趣旨は、消耗した水防資材を補充し、次の災害に備えることと思料され、現時点で同法同条が「使用」に限定しているのは、わが国においてこのたびの震災のような大津波による水防資材等の流出をこれまで経験しておらず、単に同法を制定した時点では想定することができなかつたためと考えられる

ことから、国土交通省の予算補助等による対応だけではなく、このたびの震災の経験を踏まえて同法同条を改正し、将来も見据えて激甚災害により滅失した水防資材及び水防資材倉庫を国庫支出金の交付対象として追加するよう津波による被災県として強く求めます。

また、現時点で激甚災害法の各条項に定めた措置で東日本大震災において適用されていないのは同法第7条第1号及び第2号並びに第21条の措置のみとなっています。前述のとおり水防資材についても甚大な被害を受けたことから、激甚災害法第21条を改正した上で同法同条の措置を速やかに適用するよう求めます。

3 総合的な防災力の再構築に向けた支援

このたびの震災では、想定を超える地震及び津波により、防災機能が著しく低下し、迅速な情報収集や伝達が困難となり、今もなお本来の災害対応に支障を来しています。

つきましては、ハード面・ソフト面を捉えた総合的な防災力の再構築が急務であることから、国による更なる対策及び支援を求めます。

とりわけ、「災害に強い通信インフラの整備と防災・通信システムの再構築に向けた支援」、「災害用備蓄及び防災資機材整備に対する補助制度の創設等」及び「津波襲来の際に沿岸部の人たちの避難先となる津波避難タワーや津波避難ビルの整備に対する財政措置の拡大及び補助制度の創設等」について配意願います。

また、広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。

4 被災者の生活再建に向けた支援

震災から2か月以上が経過したものの、依然として避難所に避難されている方は3万人を超え、避難生活とそれに続く応急仮設住宅での生活は長期化することが見込まれることから、国においても、全ての被災者の生活再建が図られるまで、継続的かつ総合的な支援が行われるよう強く求めます。

とりわけ、被災者の生活相談や心のケア及び資金面などからの支援や、避難所や応急仮設住宅における保健衛生の向上など幅広い生活支援が行われるよう配慮願います。

5 被災者生活再建支援制度の充実

このたびの震災では、津波により住宅の殆どが一瞬にして失われるなど、最終的に10万戸を超えると想定される全壊及び大規模半壊世帯が発生しており、支援金の財源となる基金不足が想定されることから、被災者生活再建支援のため、不足額全額を国庫負担により拠出されるよう強く求めます。

6 自殺対策緊急強化基金の設置期限の延長及び積み増し

現行制度上、自殺対策緊急強化基金の設置期限は、原則、平成24年度までとされています。

このたびの震災では、家族を失った震災遺族や生活・事業基盤を失った多数の被災者が、今後、時間の経過に伴い様々な問題が発生し易く、精神的に追い詰められることが予想されることから、長期的な自殺対策が必要であり、基金の設置期限を復興期まで延長するとともに、基金の大幅な積み増しを求めます。

7 災害復旧・復興過程における治安事象の変化に的確に対処するための警察官等の緊急増員

今後の復旧・復興過程においては、都市基盤及び社会経済構造等の再構築に向け、被災家屋、損壊道路等の構築物の撤去や復旧・復興の用に供する建築資機材等の搬入に伴う円滑な交通の確保と住民の安全確保を中心とする治安の確保により、社会的安定と人心の安定を図ることが緊急の課題です。

しかし、被災地の現状を見ると、長期の避難生活、物資不足等による疲労感、将来への不安等の表面化と相まって、被災者の焦燥感が募り、社会生活上の混乱や無秩序状態が出現し、従来の良好な治安基盤の根底を覆すことになりかねないことから、災害の復旧・復興過程における治安事象の変化に的確に対処するため、警戒警ら活動を中心とした地域安全安心活動及び被災者対策、円滑な交通の確保に向けた交通整理・誘導要員体制等の人的基盤を緊急的に強化することを求めます。

8 災害時の特別な警察活動費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

現行制度上、警察活動費に対しては、国が補助対象経費として整理した経費の一部が国庫補助対象となっており、補助率は国の予算の範囲内で1/2となっています。このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、警察活動費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、国庫補助対象以外の経費として整理されている警察活動費も極めて多額に上

ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

9 地域金融機能の確保

被災中小企業者等に対する貸出金は、将来回収不能となる確率が高いものと推測されます。これに伴い財務基盤の弱い地元金融機関の経営悪化が懸念されることから、適時適切な資金支援による地域金融機能の維持・確保を求めます。

10 (仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備

津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを、北から南まで概ね連担する形で国が買い上げ、防災・減災、憩い・レクリエーション、追悼等を目的として、公園・緑地、防災林、築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備することを求めます。

また、その中核施設として、東日本大震災・津波災害についての記録・研究・研修・学習(展示・体験)を目的とし、最先端の震災・津波研究を行うとともに、国内のみならず世界的に集客を見込む「(仮称)震災・津波博物館」の国による整備を求めます。

さらに、各市町が津波災害の遺構を保存整備する取組について、財政上の支援措置を講じることを求めます

11 (仮称)東日本復興特区の創設

被災地の迅速、かつ、現代の諸課題に先進的に対応した復興を実現するための特別措置として、規制・制度の特例、財政・税制・金融の支援、国の事業実施などを盛り込んだ「(仮称)東日本復興特区」を創設することを、東日本大震災復興構想会議において提案しているところです(別添資料参照)が、これを実現するための法制上の措置を速やかに講じられるよう求めます。

< 総務省関係 >

1 壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎並びに主たる庁用備品・公用車の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

東日本特別財政援助法第6条で、特定被災地方公共団体である市町村の本庁舎に係る仮庁舎の建設費及び被災本庁舎の応急修繕費等に対して2/3の国庫補助が新設されましたが、現行制度上、東日本特別財政援助法第6条の対象から外れた県の庁舎及び市町村の支所庁舎等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に県や市町村の支所、地方公営企業に係る事務所・事業所等さまざまな行政庁舎等が壊滅的な被害を受けており、応急復旧費及び本格復旧費が極めて多額に上ることから、これらの災害復旧費に対しても新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、今回の震災では、津波被害により庁舎が壊滅的な被害を受けたところでは備品もほとんどが流出しており、また被災地方公共団体では多数の公用車が流出等の被害を受けていることから、これらの再購入費に対しても新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 県の庁舎及び市町村の支所庁舎等における行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等の災害復旧費等に対する支援の拡充等

東日本特別財政援助法第6条で、特定被災地方公共団体である市町村の本庁舎で使用する情報システムの整備及び応急復旧費に対して2/3の国庫補助が新設されましたが、現行補助率では地方負担が過大になるほか、東日本特別財政援助法第6条の対象から外れた県の庁舎及び市町村の支所庁舎等における行政情報通信ネットワーク設備及び各種情報システム等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に、特定被災地方公共団体である市町村の本庁舎のほか県の庁舎や市町村の支所庁舎等におけるさまざまな行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等も壊滅的な被害を受けており、これらの応急復旧費及び本格復旧費が極めて多額に上ることから、交付対象範囲の拡大や現行国庫支出金交付率の嵩上げなど国による十分な財政支援を求めます。

また、光ファイバ等の情報通信基盤の被災や電力供給ストップなどの緊急時においても、円滑な情報収集・提供を可能とするため、行政拠点や被災時に想定される避難所等における無線系通信回線や非常用電源装置の整備に対

する支援の拡充を求めます。

3 災害時の特別な行政活動費に対する国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の増額等

現行制度上，地方公共団体の一般的な行政事務に対しては，国庫補助制度がありません。沿岸部を中心に県内のほぼ全域が大きな被害を受けたため，被害状況・災害復旧調査費，復興まちづくり計画策定費，災害査定の結果施越事業とならなかった災害復旧事業費現行制度では一般財源で対応せざるを得ない行政活動費が極めて多額に上り，被災地方公共団体の負担が過大になることから，これらの経費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の更なる増額を求めます。また，100名を超える殉職した警察や消防職員，消防団員への多額の賞じゅつ金について，特別交付税で措置されている市町村と同様に，交付税措置するよう求めます。なお，災害救助の地方負担に対する交付税措置については，災害対策債の発行により後年度の償還に対し交付税措置するのではなく，現行省令どおり現年度において特別交付税で措置するよう求めます。

4 地方交付税の繰上交付等

このたびの震災では，沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため，応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの，被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれ，被災地方公共団体の資金繰りが悪化する可能性が高くなっています。

これまでに，普通交付税の6月分と9月分の繰上げ交付が行われたところですが，円滑に予算を執行するため，資金繰り支援として，引き続き11月交付分についても繰上交付を求めます。

また，災害による財政需要の増加に対応するため，4月8日に特別交付税の特例交付が行われたところですが，被災地方公共団体の財政需要が多額となっていることから，再度の特例交付を求めます。

5 震災関連地方債に係る地方交付税措置の拡充

このたびの震災関連地方債に係る後年度元利償還金の地方交付税措置については，財政運営戦略に示された地方一般財源総額の今後3年間維持とは別に，地方交付税配分原資に別枠で加算するよう求めます。

また，本県には普通交付税の不交付団体があることから，不交付団体においても不利にならないよう特別な措置を求めます。

6 警察官及び教員の増員や税収の減に係る地方交付税措置の拡充

普通交付税の算定対象となっている基準財政需要額及び収入額について、警察職員や教職員の増、税収の減など、このたびの震災に伴って今年度生じると見込まれる大幅な増減は、本算定とは別に、再算定又は特別交付税により早急に措置するよう求めます。

7 単独災害復旧事業債等に係る地方交付税措置の拡充

単独災害復旧事業債及び小災害特例債の後年度の元利償還金に係る地方交付税措置については、財政力による補正があるものの、補助災害復旧事業債に比べ普通交付税基準財政需要額への算入率が低いため、後年度の被災地方公共団体の負担が大きくなることから、補助災害復旧事業債と同程度の算入率とするよう求めます。

8 被災地方公共団体が平成22年度の災害応急措置として支出済み又は平成23年度に繰越して施行中の経費で平成23年度における国の災害査定の結果施越事業とならなかったものについて、平成23年度に事後的に単独災害復旧事業債の発行を可能にする特別な制度の整備

平成22年度において予算措置した経費については、支出済みであるか平成23年度に繰越して施行中であるかを問わず、平成23年度において国庫補助事業として採択することを認証された事業（施越事業）についてのみ平成23年度に事後的に補助災害復旧事業債の発行が認められますが、災害査定の結果、国庫補助事業としての採択から外れた部分については平成23年度に事後的に単独災害復旧事業債を発行することはできません。

国は災害復旧事業を暦年で捉えていることから、1月から3月までの間に発生した災害は翌年度事業として翌年度に災害査定を行うこととしており、これまでの災害査定の結果、国庫補助事業として採択されなかった事業費の割合は、公共土木施設（治山施設及び漁港施設を除く）で平均3%程度、農地及び農業用施設で平均2.4%程度、治山施設及び林業用施設で平均2.8%程度となっています。

これまでも、国庫補助事業としての採択を申請した災害復旧事業については、災害査定の結果により、被災地方公共団体の意に反して査定落ちする部分が少なからずあり、それについて翌年度に単独災害復旧事業債を発行することもできないことから、一般財源で対応せざるを得なかったところですが、このたびの震災は災害の規模が極めて大きく、査定落ちした部分をこれまでどおりすべて一般財源で負担するとなると被災地方公共団体の負担が極めて

過大になることから，平成22年度で予算措置した事業について平成23年度の災害査定の結果，査定落ちにより地方単独事業となった部分についても平成23年度において事後的に単独災害復旧事業債を発行することができるよう特別な制度の整備を求めます。

9 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する一般会計繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等

平成23年6月1日付け総財公第65号総務副大臣通知により，東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の災害復旧費については，一般会計から繰り出すことができることとされ，災害復旧事業債の充当を含め財政措置が図られたところですが，災害復旧事業として認められない費用については，これらを充当することができず，一般会計から一般財源により繰出等を行わなければならないものと見込まれます。具体的には，施設解体に係る費用やスコープカメラ等による下水道管の調査費用等で復旧を伴わないもの，仮事務所や損壊した備品の整備費，施設修繕費等の諸経費があり，こうした災害復旧費として認められない費用のための繰出制度の拡充と新たな国庫支出金交付制度の創設または地方交付税措置の拡大を求めます。

また，地方公営企業施設の復旧に要する経費について，国庫補助負担金及び一般会計からの繰出金を除く，地方公営企業負担分には地方公営企業災害復旧事業債を充当することとされていますが，この元利償還金に係る一般会計からの繰出に対し特別交付税が措置されるのは，現行制度上，病院・公共下水道等・高料金上水道等に限定されています。そのため，特別交付税が措置される事業の範囲を市場事業を含め地方公営企業全体に拡大する等要件の緩和を図るとともに，措置率の拡充を求めます。

10 平成22年度に一般会計から繰り出し又は補助した地方公営企業施設又は地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する災害復旧事業債の充当

平成23年6月1日付け総財公第65号総務副大臣通知により，東日本大震災で被災した地方公営企業施設又は地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費等に対しては，平成23年度において予算措置されるものについて一般会計から繰り出し等を行うことができることとされ，当該繰出金について一般会計において災害復旧事業債の充当が可能になったところですが，このたびの震災は平成22年度に発生し，早急に復旧しなければ住民生活に多大な支障を来すことから，多額の災害復旧事業費が既に平成22年度予算として措置されており，公営企業等ではそのほとんどを平成23年度に

繰越して現在も復旧事業を施行しています。

当該平成22年度からの繰越事業の財源は、予算計上時点において今回通知された繰出制度がまだ無かったことから、地方公営企業災害復旧事業債や一般財源を原資にした一般会計繰出金が充てられていますが、こうした平成22年度からの繰越事業に対しても、平成23年度事業と同様、平成23年度において一般会計で補助災害復旧事業債及び一般単独災害復旧事業債の充当が可能となるよう制度の整備を求めます。

1.1 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大

4月26日付け総務省自治財政局財政課通知で、震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として、資金手当のための公営企業債の充当とその利子の一部について特別交付税が措置されることとされていますが、施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、サービスの供給とそれに伴う料金等の営業収益が相当期間継続して大幅に減少する一方、病院事業における医療従事者の人件費や上下水道事業の資本費等の経費は固定的に発生することから、その経営が大幅に悪化することが懸念されています。このため、地方公営企業が早期に経営状況を改善できるよう、料金等収入が震災前の規模に回復するまでの一定期間、特別の繰出制度を追加的に創設し、当該繰出に対し地方交付税措置を講じるよう求めます。

1.2 きめ細かな被災者支援に対する財政措置の拡大

被災した方や被災中小企業の復興のためには、広範囲にわたるきめ細かな様々な支援が必要であることから、こうした復興支援事業の財源に充てるためにも、用途の自由度が高く複数年度の使用が可能な（仮称）災害復興交付金制度の創設を求めます。

また、支援の内容によっては基金を設置し、中長期にわたる被災地のニーズに合わせた柔軟な事業展開が必要と考えております。しかし、過去の震災時に設置されたような運用型の基金で必要額を確保しようとする、現在の金利状況下では膨大な額が必要となります。若しくは、前例にとらわれずに取崩型の基金を設置するとしても、地方公共団体で拠出できる原資には限界があります。このため、国による基金原資への出えんや無利子貸付といった大幅な支援を求めます。

さらに、県が基金原資の調達のために地方債を発行する場合は、その利払い費に対する交付税措置について、大幅な拡充を求めます。

1 3 被災して滅失し復旧を断念した施設等に対する地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還免除等

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けた結果、物理的にも財政的にもすべてを元通りに復旧することは不可能であり、機能集約等により施設の廃止の選択が不可避の状況となっておりますが、現行制度上、地方公共団体金融機構及び郵貯資金や簡保資金の融資を受けて整備した施設で被災して滅失したものについて当該施設を復旧しない場合は繰上償還することとされており、それによって多くの被災地方公共団体が財政破綻に陥ることから、大胆な機能集約を提案し、又は決断しにくい状況になっていきます。

このたびの震災においては、被災を受けた地域について白紙の状態から復興まちづくり計画を検討するとしていることから、特例的にすべての被災して滅失した施設等に係る地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還を免除するよう求めます。

また、滅失した施設等の元利償還を続けることは被災地方公共団体にとって負担が大きいことから、国の震災対策の一環として、これら元利償還金の全部または一部の償還免除を求めます。

1 4 合併市町に対する財政措置の特例について

合併市町においては、災害復旧や復興に係る事業に最優先で取り組まなければならないため、合併特例法に基づき策定された市町建設計画や市町基本計画で予定されていた事業を後年度に先送りせざるを得ないことから、当該事業の財源として予定していた旧合併特例債及び旧合併推進債の特例期間を、現行の合併年度及びこれに続く10年度という原則によらず、合併市町において必要とする期間まで延長できるよう特例措置の創設を求めます。

1 5 コミュニティの再構築を担う復興支援員の設置や地域の取組への財政支援の新設

被害の大きかった地域では、遠隔地の避難や応急仮設住宅での生活が長期化し、多くの自治組織が解散を決めた地域も発生するなど、これまでの地域コミュニティが崩壊の危機にあります。このため、中越大震災からの復興過程において大きな成果を収めている地域復興支援員の設置やその人材育成等を担う組織の設置運営、さらには地域コミュニティの再構築に向けた取組に対する補助制度の創設など、国による地域ニーズに応じた柔軟な財政支援を求めます。

1 6 市町村や第三セクター等が設置した地上デジタル放送用の共聴施設等や、光ファイバ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の情報通信基盤の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の拡充等

国の平成23年度第1次補正予算等で、市町村等が設置した地上デジタル放送用の共聴施設等や、光ファイバ等の情報通信基盤の復興整備に対する補助制度が創設されましたが、現行補助率では地方負担が過大になるほか、第三セクター等が設置したケーブルテレビ、コミュニティFM等の災害復旧費に対しては国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に第三セクター等が設置したケーブルテレビ、コミュニティFM等も壊滅的な被害を受けており、これらの災害復旧費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げ等や交付対象範囲の拡大、新たな国庫支出金交付制度の創設など国による十分な財政支援を求めます。

1 7 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援

仙台空港アクセス鉄道は、東日本大震災により被災を受け、運休に伴う営業収入の落ち込みや多額の復旧費の支払いにより、非常に厳しい経営状況にあることから、経営改善に向けた取組を急ぐ必要があります。

このため、事業構造の変更を行う場合の財源を確保する必要がありますが、財源として想定している一般単独事業債については、これに係る交付税措置がないことから、取得財源への支援制度創設を要望するものです。

さらに、収支の改善のために、県をはじめとした地方自治体が財政的な支援を検討しており、これを可能とする財源を確保する必要があることから、新たな起債や交付税措置などの支援制度の創設を要望するものです。

第三セクターの仙台空港アクセス鉄道は、当県ひいては東北経済全体の復興・発展のため、東北の拠点空港である仙台空港のポテンシャルを高める重要な社会資本であることから、将来に向けて安定的に安全に運行が継続できるよう支援を求めます。

1 8 災害に強い通信インフラの整備と防災・通信システムの再構築に向けた支援

このたびの震災では、通信回線の輻輳や停電等により広範囲にわたって通信障害が発生し、防災情報等の住民への伝達や、避難所等との通信の確保が課題となりました。このことから、避難所等防災上重要な施設における通信手段を確保するため、国主導による通信障害が発生しないインフラの整備を求めます。また、防災上重要な情報を確実に住民に伝達するための新たな防

災・通信システムの構築について、技術的な支援と共に新たな国庫支出金交付制度の創設など国による十分な財政支援を求めます。

1 9 災害用備蓄及び防災資機材整備に対する補助制度の創設等

今回の震災では最大で32万人もの避難者が発生し、水、食糧、毛布を始めとする物資が大量に必要となりましたが備蓄が十分でなく、また、停電や断水に対応するための発電機や簡易トイレが十分整備されていませんでした。

こうした状況に対応するには、県や市町村、自主防災組織等において普段から十分な量の備蓄や整備を行っておく必要があることから、備蓄倉庫の確保も含めたこれらの備蓄や、ソーラーシステムを含めた発電整備などに対する国庫補助制度の創設を求めます。

2 0 津波襲来の際に沿岸部の人たちの避難先となる津波避難タワーや津波避難ビルの整備に対する財政措置の拡大及び補助制度の創設等

今回の震災では津波による犠牲者が2万人を超えています。このような悲劇を繰り返さないためにも沿岸部における津波襲来時の避難先の早急な確保が求められており、津波避難タワーの整備や、津波避難ビルの確保などの対策が有効です。

津波避難タワーについては3/4の起債と交付税措置の制度がありますが、この財政措置では地方負担が大きく、早急な整備を進めることが困難なので財政措置の拡大を求めます。

また、津波避難ビルとして沿岸部の住民の避難先となるスペースを、市町村や民間が整備することに対する補助事業の創設を求めます。

2 1 消防力の復旧に向けた支援の継続

震災により、県民の安心・安全を守る消防力に大きな被害が生じ、この復旧に対しては平成23年度国の補正予算（第1号）による消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金として財政支援措置が講じられているところです。

しかし、被災施設の配置等に自治体の災害復旧計画を反映させる必要があるなど、直ちに着手できない復旧事業があることから、来年度以降も継続した財政支援を受けられるよう強く求めます。

< 財務省関係 >

1 被災して滅失し復旧を断念した施設等に対する財政融資資金の償還免除

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けた結果、物理的にも財政的にもすべてを元通りに復旧することは不可能であり、機能集約等により施設の廃止の選択が不可避の状況となっています。

財政融資資金で取得した財産がこのたびの震災で滅失した場合は、繰上償還手続きを行わないとの対応をいち早くしていただいたところですが、滅失した施設等の元利償還を続けることは被災地方公共団体にとって負担が大きいことから、国の震災対策の一環として、これら元利償還金の全部または一部の償還免除を求めます。

2 被災して滅失し復旧を断念した施設等に対する政府等金融機関等融資資金の繰上償還免除等

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けた結果、物理的にも財政的にもすべてを元通りに復旧することは不可能であり、機能集約等により施設の廃止の選択が不可避の状況となっていますが、現行制度上、政府系金融機関の融資を受けて整備した施設で被災して滅失したものについて当該施設を復旧しない場合は繰上償還することとされており、それによって多くの被災地方公共団体が財政破綻に陥ることから、大胆な機能集約を提案し、又は決断しにくい状況になっています。

このたびの震災においては、被災を受けた地域について白紙の状態から復興まちづくり計画を検討するとしていることから、特例的にすべての被災して滅失した施設等に係る政府系金融機関等融資資金の繰上償還を免除するよう求めます。

また、滅失した施設等の元利償還を続けることは被災地方公共団体及び公営企業に準じる事業を行う第三セクター等にとって負担が大きいほか、復旧する場合であっても、公営企業に準じる事業を行う第三セクター等にとっては、更に借入金が増えることによって債務超過に陥る可能性が高いことから、国の震災対策の一環として、元利償還金の全部または一部の償還免除を求めます。

3 災害査定手続きの簡素化等

今回の災害は、地震のみの被害の内陸域と地震及び津波の被害の沿岸域とに区別され、両地域の被害は様相を異にすることから、地域の早期復旧・復興の観点から沿岸域については全箇所机上査定とすることを求めるとも

に、査定の簡素化に伴い、実施・精算の際にかなりの数の設計変更が生じることが予測されることから、設計変更について「軽微な変更」の要件の緩和及び拡大など柔軟な運用や手続きの簡素化が図られるよう求めます。

また、災害査定の対象となる施設が多く、査定に係る経費が多額となることから、当該経費を国庫支出金の交付対象にする等、財政措置の対象とするよう求めます。

4 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援

仙台空港アクセス鉄道は、東日本大震災により被災を受け、運休に伴う営業収入の落ち込みや多額の復旧費の支払いにより、非常に厳しい経営状況にあることから、上下分離方式による抜本的な経営改善に向けた取組を急ぐ必要があります。

しかし、上下分離を実施した場合、建設時に借入した政府系金融機関からの借入金を清算するためには多額の補償金が発生することから、この補償金を減免する制度創設を要望するものです。第三セクターの仙台空港アクセス鉄道は、当県ひいては東北経済全体の復興・発展のため、東北の拠点空港である仙台空港のポテンシャルを高める重要な社会資本であることから、将来に向けて安定的に安全に運行が継続できるよう支援を求めます。

< 文部科学省関係 >

1 公立及び私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の更なる嵩上げ

現行制度上，公立学校施設の災害復旧費に対しては，公立学校施設災害復旧費国庫負担法により 2 / 3 の国庫負担があり，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

また，私立学校の災害復旧費に対しては，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により 1 / 2 の国庫補助となっています。

しかし，このたびの震災では，沿岸部を中心に公立学校も壊滅的な被害を受けており，現行の国庫負担率では地方負担が過大になるほか，復旧に際しては，場所や規模等原形復旧が困難な地域もあり，現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

また，私立学校においても，現地での再建が困難で移転改築することとなる場合に土地取得費を含め補助対象とするほか，再開決定までに長期間を要する学校については当面解体費のみでも補助対象とするなど，交付対象範囲の拡大と公立並の国庫支出金交付率の引き上げを求めます。

2 社会教育施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ

現行制度上，社会教育施設の災害復旧費に対しては，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により 2 / 3 の国庫補助があります。

しかし，このたびの震災では，沿岸部を中心に社会教育施設も壊滅的な被害を受けており，現行補助率では地方負担が過大になるほか，現行制度では国庫補助対象外となる復旧工事のための仮設道路の設置などの附帯工事も極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

3 教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，地方公共団体が単独で整備した教育研修施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，教育研修センターのほか，沿岸部に平成 24 年開設を目指して平成 22 年に着工した教育・福祉複合施設が被害を受け，災害復旧費が極めて多額に上ることから，地方公共団体が単独で整備した教育研修施設の新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 被災に伴い必要となるスクールバスの運行や代替交通機関の確保及びそれに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通機関も壊滅的な被害を受け、公共交通機関が長期に渡って不通になったり、学校等の被災に伴い遠距離通学等を余儀なくされている状況から、これらが復旧または解消されるまでの間、スクールバス等の運行や代替交通機関の確保が必要になっています。

また、公共交通機関の利用が困難な立地の仮設住宅に入居した場合も、通学のための交通機関の確保が必要になっています。

現行制度上、スクールバス等代替交通機関に要する経費に対しては、国庫補助制度がなく、被災地方公共団体の負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

さらに、私立学校においてもスクールバスの運行や寮の無償化などの対応を行っており、経費の負担が生じていることから、新たな国庫支出金交付制度の創設や被災児童生徒就学援助事業に高校生を対象に加えて通学手段の確保に活用するなど弾力的運用を求めます。

5 仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通機関も壊滅的な被害を受け、現校舎と離れた場所に仮設校舎が建設されたり、仮設住宅が学校から遠隔地に設置されることによって、生徒の通学費が増嵩することが見込まれます。

現行制度上、震災に伴い増嵩する通学費に対しては、国庫補助制度がなく、生徒の負担が大きいことから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

6 仮設校舎から離れた実習施設への移動に要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設

この度の震災で被害を受けた職業系高校においては、現校舎と離れた場所に仮設校舎が建設されるが、必要な実習施設までは確保できない状況です。そのため被災した現校舎の一部を利用したり他の施設を利用したりするなどして実習授業を確保することとしていますが、生徒の移動が必要になるためバス運行などの費用が必要になります。

現行制度では、授業のために生徒を移動させる経費に対しての国庫補助制度はなく、本校舎建設までには相当な時間を要する見込であり地方公共団体の負担は極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

7 中・長期的な被災児童生徒に対する就学援助，奨学金及び給食費援助の拡充

現行制度上，経済的に困窮している世帯の児童生徒には，就学援助及び奨学金により就学機会が確保されています。

このたびの震災により経済的に困窮する世帯の児童生徒の増加が見込まれることから，中・長期的な就学援助，奨学金及び給食費援助の弾力的運用と拡充を求めます。

8 スクールカウンセラー等活用事業における緊急派遣の委託事業継続と，通常派遣に係る高等学校・特別支援学校への国庫補助対象範囲の拡大

被災した児童生徒の心のケアについては，中・長期的な対策が必要であり，スクールカウンセラーの派遣回数を多くし，児童生徒・保護者・教員の相談対応，研修会の開催等を図ることが不可欠です。そこで，緊急派遣に係る委託事業の来年度以降の継続を求めます。

また，国庫補助対象事業であるスクールカウンセラー等の通常派遣は，現在小・中学校が補助対象ですが，震災により，高等学校・特別支援学校においても，県全域にわたり，カウンセラーの需要が増加しています。そこで，来年度以降，高等学校・特別支援学校の通常派遣も国庫補助対象として範囲を拡大することを求めます。

9 被災県に対する教職員定数の中・長期的な特例措置

(1) 公立小中学校における35人学級編制及びこれに伴う教職員定数等の中・長期的な特例措置

このたびの震災では，壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に，児童生徒が自ら死の危険にさらされたほか，近親者や同級生が亡くなるなど，児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けています。

今年度においては震災対応のために教職員の加配措置が認められ，他都道府県の教員派遣支援も受けながら，児童生徒に対するきめ細かな教育的支援を行っており，今後もこの手厚い支援体制を維持することが必要であります。

また，本県の児童生徒が受けた心的被害に鑑みれば，心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保することから，少人数指導等の政令加配をこれまで同様に維持するとともに，東日本復興特区として小・中学校の全学年35人学級編制を実施し，これに見合う教職員の定数配分及び校舎整備等について特例措置を求めます。

あわせて、厳しい財政状況にあっても、その教育環境を長期的かつ安定的に維持できるよう公立義務教育諸学校の教職員給与費の国庫負担率を少なくとも2分の1に引き上げるなどの措置を求めます。

(2) 公立高等学校・特別支援学校における教職員定数の中・長期的な加配措置

公立高等学校等においても、児童生徒一人一人に対するきめ細かな教育的支援が必要であることから、教職員定数の中・長期的な加配措置を求めます。

1 0 防災拠点等としての学校機能の充実・強化

今回の震災では、多くの公立学校が避難所や防災拠点として活用され、あらためて学校施設が本来的に持つインフラ（設備・人員）や公共性に対する地域の期待が高いことを認識したところです。

今後の地域防災に果たす公立学校の在り方については、ハード面及びソフト面において検討を重ねておりますが、その実現に向けては、防災関連施設整備費等に対するさらなる財政支援を求めます。

1 1 学校における防災教育体制の整備

今回の震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めるとともに学校教育における防災教育の位置づけを高めなければならないと考えています。

本県では他県に先駆けてまずは全ての公立学校に防災教育主任を配置し、学校における防災教育体制を整備する考えであり、東日本復興特区として、本県における防災教育主任の全校配置及びこれに伴う手当相当額の国庫補助を求めます。

1 2 学校教職員の応援体制の整備

今回の震災では県内の学校に多数の教職員の追加配置が必要である一方、県内では十分な数の担い手を確保することが困難であり、他の都道府県から多くの教職員の派遣協力を受け入れざるを得ない状況でありました。

この状況は本県特有のものでなく、ほかの県でも大規模な災害時に同様の状況が起こり得るものと考えられることから、大規模な災害があった場合に備え、予め長期で応援派遣する際の統一的な経費負担等のルールづくりや被災地に応援派遣する教職員を予め登録しておく仕組みづくりについて求めま

す。

1 3 文化財の修復等にかかる経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ

現行制度上，文化財の修復に対しては，国指定の文化財に限り 1 / 2 の国庫補助があり，激甚災害の場合は 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に文化財が壊滅的な被害を受けており，現行補助率では地方負担が過大になるほか，県や市町村指定の文化財及び登録文化財など従来は国庫補助の対象とはならない文化財や出土遺物収蔵庫についても修復費が極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

1 4 埋蔵文化財調査の弾力的な運用及び国庫支出金交付対象範囲の拡大並びに交付率の嵩上げ

現行制度上，埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合，文化財保護法の規則に基づく届出等が必要ですが，このたびの地震で壊滅的な被害を受けた地域の迅速な復興を図るため，埋蔵文化財調査の弾力的な運用を求めます。

また，復興に伴う発掘調査費用が多額に上ることから，現行で 1 / 2 となっている国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。併せて，発掘調査件数が増加することから，発掘調査専門職員の支援を求めます。

1 5 公立大学法人への災害復旧事業に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上，公立大学法人施設の災害復旧費に対しては，公立学校施設災害復旧費国庫負担法により 2 / 3 の国庫負担があり，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし，このたびの震災では，法人設立者である県の財政負担が過大になっていることから，現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

1 6 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，公立大学法人が被災者に対する授業料の減免や経済的な支援等を行った場合，法人設立者である県は公立大学法人に対して運営交付金を追加交付する必要があります。

こうした経費に対しては国庫補助制度がありませんが，このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため減免件数が多く，負担が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 7 被災学生に対する無利子奨学金の全員採用と給付型奨学金の創設

現行制度上，被災学生であっても無利子奨学金を受けられる人数には限りがあります。

被災学生全員が大学卒業まで無利子奨学金が受けられるよう募集人員の制限を撤廃するとともに，学業成績等一定の要件を満たす学生に対しては返済義務のない給付型奨学金の創設を求めます。

1 8 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設も壊滅的な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 9 私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設等

現行制度上，私立学校の災害復旧に係る日本私立学校振興・共済事業団の融資制度には，無利子融資はありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に私立学校施設も甚大な被害を受けており，学校設置者の負担が極めて多額に上ることから，現在事業団の融資対象となっていない学校設置者も融資対象に加え，貸付期間の全てを無利子とする融資制度の創設を求めるとともに，より長期の償還期間や据置期間の設定を求めます。

2 0 日本私立学校振興・共済事業団貸付金の資産査定の緩和

現行制度上，既存借入のある私立学校の資産査定にあっては，正味資産の30%から40%の既存借入額が控除されるため，実際に融資を受けられない事例が発生しています。このたびの震災では，沿岸部を中心に私立学校施設も甚大な被害を受けており，円滑かつ迅速に復旧できるよう資産査定要件の緩和を求めます。

2 1 日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還免除又は猶予

このたびの震災では、沿岸部を中心に私立学校も甚大な被害を受け、再開が困難な学校があるとの報告を受けています。そのような学校は、貸付金の償還が非常に困難なので、償還の免除がなされるよう求めます。

また、再開の可否の検討に長期間要する学校については、その間償還猶予するほか、早い段階で再開できた学校でも、復旧費用の負担や学納金収入の減少などにより、貸付金の償還は困難となるので、平成23年3月期の元利支払いを当面6か月間猶予されることとなっていますが、一層の柔軟な取扱を求めます。

2 2 私立学校運営費補助制度の運用等について

現行制度上、私立学校運営費補助は、毎年5月1日の児童・生徒数を基準として年間の補助金額が算定されますが、今年度は年度内の児童・生徒数の変動が大きいことが予想されることから、基準日は生徒等の動向が落ち着いた時点を捉えて柔軟に対応したいので、県の弾力的運用に対して柔軟に対応されるよう求めます。

また、運営費補助金の算定にあたっては、圧縮率を乗じることなく、加えて教育研究活動復旧費補助について震災時の特別単価として被災した私立学校への上乗せ補助として取り扱うことができるよう柔軟な対応を求めます。

2 3 私立学校が行う被災者への授業料減免等に対する国庫支出金交付の拡充

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により被災した幼児児童生徒の授業料等の減免に対する補助制度が創設されましたが、震災前から実施している既存の補助制度と同等程度のものにしか交付金の活用が認められず、現場のニーズに基づいた県事業の執行が困難となっておりますので、県の実状に応じた運用を可とするよう、柔軟かつ弾力的に対応されますよう求めます。

また、事業費が第1次補正額を超える場合でも実績に応じた金額の交付を求めます。

2 4 宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保

このたびの震災で宮城県原子力センターは全壊しました。当センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、既存の被災建築物解体撤去経費を含めた災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

2 5 福島第一原子力発電所事故にかかる放射性物質の影響調査等

福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の放出に伴い、宮城県にもその影響が生じており、県民の不安が増しています。当該放射性物質による影響の把握を確実に実行するため、宮城県内における空間放射線や土壌等の環境試料中の放射能等の測定を、福島県内で実施されているものと同様の規模、内容で国が直接実施するか、放射線や放射能の測定器購入経費など当該対応に必要な予算を経済産業省と連携をとりながら至急確保するよう求めます。

また、学校等における対策として、児童生徒等が受ける線量について年間1ミリシーベルトを目指すための具体的な対策を提示するよう求めます。

2 6 災害査定の簡素化等

今回の災害は、地震のみの被害の内陸域と地震及び津波の被害の沿岸域とに区別され、両地域の被害は様相を異にすることから、地域の早期復旧・復興の観点から沿岸域については全箇所机上査定とすることを求めるとともに、査定の簡素化に伴い、実施・精算の際にかなりの数の設計変更が生じることが予測されることから、設計変更について「軽微な変更」の要件の緩和及び拡大など柔軟な運用や手続きの簡素化が図られるよう求めます。

また、本省協議の額の引き上げるとともに、災害査定の対象となる施設が多く、査定に係る経費が多額となることから、当該経費に対する財政措置を求めます。

< 厚生労働省関係 >

1 災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備

現行制度上，災害救助費に対する国庫負担率は5 / 10 ~ 9 / 10となっています。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため，災害救助費が巨額に達し，現行補助率では地方負担が過大になることから，災害救助費の全額について国庫負担とするよう求めます。

2 災害救助法で規定する救助の種類追加（栄養管理等）及び災害救助法施行令で規定する医療関係者の範囲の拡大（管理栄養士，臨床心理士，作業療法士等）

現行制度上，災害救助法で規定する救助の種類に栄養管理，生活不活発病の予防，感染症の予防・防疫，高齢者・障害者の介護，児童の養護は含まれていませんが，これらの救助が不可欠であるのが実情であり，救助の種類に位置付けるよう求めます。

また，災害救助法施行令で規定する医療関係者の範囲に，管理栄養士及び栄養士，精神保健福祉士，臨床心理士，作業療法士，理学療法士及び言語聴覚士，心理判定員，手話通訳士，介護福祉士，介護支援専門員，社会福祉士，訪問介護員，児童福祉司，児童心理司，その他必要な職種（事務員等）は含まれていませんが，救助の現場でこれらの職種の活動は不可欠であり，医療関係者の対象に位置付けるよう求めます。

3 災害救助法に係る事務処理の簡素化

被災地以外の地方公共団体が救助に要する経費を支弁した場合に，被災県に求償するのではなく，国に請求することができるような制度とするよう求めます。また，今後，精算に至るまでの事務量が膨大となる見込みであることから，添付書類を簡素化するなど，被災地方公共団体における事務処理の負担軽減を図ることを求めます。

4 応急仮設住宅の基準限度額の引き上げ及び解体撤去費用の拡充

応急仮設住宅の基準限度額については，現在238万7千円と定められていますが，建設資材及び職人等の人員確保が難しい等，建設に係るコストの高騰が想定され，現行の限度額を超えた建設経費となることが明らかであることから，建設に必要な額までの引き上げを求めます。

また、現行制度上、応急仮設住宅についてはリース契約の場合は、その解体撤去費用を認められていますが、購入した場合の解体撤去費用の負担については、明確になっておらず、被災地方公共団体で負担することとなった場合、その費用は巨額となることから国庫負担とするよう求めます。

5 被災者が支払った民間賃貸住宅の家賃等に係る金銭給付の実施

民間賃貸住宅については、被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、被災地方公共団体名義に置き換えた場合は、応急仮設住宅の供与として認められることとなりましたが、民間の間で個々に締結されている契約を、全て契約時点に遡って県の契約に置き換えることは現実的に困難で、貸主等の協力が得られない状況となっており、被災者を広く救済することにつながりません。

つきましては、被災者自ら契約した時点から県が契約するまでの間に被災者が支払った家賃等については、補助等現金給付できるよう求めます。

6 応急仮設住宅の維持管理のための財政支援

応急仮設住宅の整備数が膨大となることから、その適正な維持管理及び入居環境の整備を進めるため、共同利用施設部分の修繕、光熱水費、空き住戸分に係る共有費負担金などの共有部分に係る費用、住宅修繕連絡窓口の開設、定期点検業務などの維持管理費用を災害救助法の対象とするよう求めます。

7 災害救助法に係る応急修理制度の拡充

このたびの震災は、規模が甚大であり、かつ、災害救助の対応が長期化することが見込まれることから、災害救助法に係る応急修理については、実施期間の延長、所得制限の撤廃など、より利用しやすい制度となるよう求めます。

8 医療施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（公的医療施設及び民間）

医療施設の災害復旧費については、公的医療施設等の一部が国庫補助対象となっており、補助率は1/2～2/3となっていますが、民間医療施設災害復旧費については、政策医療を担う医療機関を除いて国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、公的医療施設の災害復旧費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の費用（復旧を伴わない施設解体に係る

費用，施設修繕費等の諸経費など）や民間医療施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

また，災害復旧は原形復旧が原則ですが，津波により被災した沿岸部の医療施設については，従前地での復旧が不適当な場合があります。そのため，従前地ではなく，他の地域に医療施設を新設する場合（仮設施設を含む）にも，災害復旧事業に充当できるよう求めます。

9 医療従事者確保及び流出防止のための財政支援

現行制度上，医療従事者確保及び流出防止に係る経費については，国庫補助制度がありません。このたびの震災で被災した地域では，今後医療機関の再開に向けて多くの医療従事者が必要であり，人材の確保及び流出防止に必要な地方負担が過大となることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

10 仮設診療所及び薬局の整備に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大等

仮設診療所の整備については，被災地の状況を踏まえて迅速に整備を進めることが必要であることから，被災地の市町村等が仮設診療所を整備する場合に県が国庫支出金を活用して整備を進めることができるよう求めます。

また，国庫支出金を活用して整備した仮設診療所については，将来的に廃止されることとなりますが，その場合において，撤去に要する費用への国庫支出金の交付及び国庫支出金返還等における柔軟な取り扱いを求めます。

なお，被災地では公共用地等の確保が困難であるため，民間所有の土地や建物を借り上げて仮設診療所を設置する事例も想定されることから，賃貸料についても国庫支出金の交付対象とするよう求めます。

さらに，これまで地域医療を担ってきた個人設置等の民間診療所についてもこのたびの震災で多大な被害を受けており，その復旧が地域医療の回復に不可欠であることから，個人設置等の民間診療所の仮設施設・設備等の費用に対する支援を求めます。

薬局の整備についても，被災地における仮設薬局を含む薬局の設置に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設及び独立行政法人福祉医療機構からの薬局に対する長期運転資金の貸付限度額の拡大を求めます。

11 医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限の延長及び対象施設の追加と交付金の増額

医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限は平成25年度まで延長していま

すが、このたびの震災では沿岸部が壊滅的な被害を受け、ゼロからの復興となるため、より長期的な視点による施設整備が必要なことから、基金の設置期限の更なる延長措置とあわせて、対象施設の追加と必要な経費に対する交付金の増額を求めます。

1 2 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携体制構築に向けた支援

このたびの震災では、想定を超える地震及び津波により、地域医療を支える多くの医療機関が被災し、被災地の医療提供機能が著しく低下しています。また、災害時の医療救護活動やその後の被災者に対する保健活動において、被災者の救援に必要な患者情報や施設情報の共有が困難であったため、限られた医療資源の活用には非効率な状況が生じました。

つきましては、今後の災害時の救護活動の連携強化や被災地における切れ目のない医療・福祉の提供体制を実現するため、ICTを活用した医療（福祉）連携体制の構築が急務であることから、総務省及び経済産業省、文部科学省と連携をとりながら国によるハード面・ソフト面を含む総合的な対策及び支援を求めます。

1 3 避難所・応急仮設住宅の被災住民に対する健康支援等に係る国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に住宅等が壊滅的な被害を受けたため、多くの住民が避難所・応急仮設住宅等での生活を強いられており、その期間も長期化することが予測されています。

また、その生活の中で、生活習慣の変化等による生活不活発病等の発症や、口腔ケア・栄養管理の不徹底などから健康状態を悪化させるケースの発生も懸念されています。

そのような事態となった際に、被災住民の方が相談できる機会・場所・人材が不足しており、被災住民に対する健康支援が喫緊の課題となっていることから、看護師等による健康相談、歯科医師等による歯科保健相談、栄養士による食生活相談、リハビリテーション専門職等による運動指導等を実施するための新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 4 保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ（全額）及び国庫支出金交付対象範囲の拡大

保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫補助率は、施設ごとに1/3～2/3となっています。このたびの震災では、沿岸部を中心に保健衛生施設も壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、

従来の国庫補助対象以外の費用（施設運営上必要となる設備，機器等）も極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

1 5 社会福祉施設等の災害復旧に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ（全額）及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）

社会福祉施設等の災害復旧費に対しては，施設の種類により $1/3 \sim 2/3$ の国庫補助がありますが，NPO法人や学校法人などが整備した施設等については，交付金の交付を受けて整備したものの以外なものなどに対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部が壊滅的な被害を受けたため，社会福祉施設等の災害復旧費が極めて多額に上り，現行補助率では地方負担が過大になるほか，従来の国庫補助対象以外の社会福祉施設等の災害復旧費も極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げと交付対象施設の拡大を求めます。

また，復旧工事完了までに長期間を要する場合の応急仮設施設の工事や崩落した敷地法面の復旧工事，施設を移転する経費なども災害復旧費の交付対象とするよう，対象範囲の拡大を求めます。

1 6 母子寡婦福祉資金貸付に係る国庫支出金交付率の嵩上げ（全額），利子負担の軽減（無利子），貸付対象（基準）の拡大，国の貸付特例の延長

現行制度上，母子寡婦福祉資金貸付の生活資金の一般貸付は，配偶者のない女子となって7年未満の者と限定されているほか，生活資金など8つの資金では，連帯保証人を付さない場合，貸付利率が1.5%となっています。また，通常の国庫負担率は $2/3$ ，激甚災害時は $3/4$ となっています。

しかし，このたびの未曾有の震災では，復興に向けた財源負担が県予算をはるかに超える状況にあり，現行の国庫負担率では地方負担が過大になるほか，沿岸部を中心に多数の母子家庭が被災し，基準の7年を超える者も被災しており，生活再建に向けた取組が不可欠となっていることや，連帯保証人がない者の負担が過大になることなどから，現行国庫支出金交付率の嵩上げと利子の軽減（無利子），貸付対象の拡大を求めます。

また，激甚災害に伴う国の貸付特例対象年度は，被災年度の翌年度までとされていますが，今回の震災は3月11日であり被災年度の貸し付け実績がなく，実質的に特例期間が1年度のみとなることから，この特例期間を被災年度の翌々年度までさらに1年間延長するよう求めます。

17 安心こども基金の設置期限の延長及び事業対象範囲の拡大

現行制度上、安心こども基金の設置期限は、原則、平成23年度までとされていますが、このたびの震災では沿岸部が壊滅的な被害を受け、当初予定していた事業の実施が困難となることや、被災児童等に対する長期的・継続的な支援が必要であることから、基金の設置期限の延長を求めます。

また、基金は、保育所等大規模修繕が対象とされていますが、仮設保育所の設置や他の施設等を利用して行う代替保育のための改修費及び小修繕は対象外とされているほか、被災した保育所等の児童を受け入れる場合の追加の備品整備も対象外とされていることから、基金事業の対象範囲の拡大を求めます。

18 (特別)児童扶養手当の災害等に係る特例措置の拡大

(特別)児童扶養手当の災害等に係る特例措置については、災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の特例措置の適用について通知されています。

しかし、当該特例措置については、住宅・家財等の財産に被害は無いものの、震災により勤務先が流出する等の被害により、明らかに受給者所得の減少が予測される場合は対象とならないことから、震災被害による勤務先消失又は解雇等による所得減少が見込まれる場合について特例措置の拡大を求めます。

19 震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率の嵩上げ

このたびの震災では、保護者が死亡又は行方不明になり保護の必要な児童が多数確認されています。

こうした児童については、新たに里親への委託や児童養護施設等への入所措置を行っているところでありますが、この措置費に係る地方負担が過大となることから、国庫支出金交付率を嵩上げし、全額国庫負担とするよう求めます。

20 福島第一原子力発電所事故にかかる放射性物質の影響調査等

福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の放出に伴い、宮城県にもその影響が生じており、県民の不安が増しています。当該放射性物質による影響の把握を確実に実行するため、国が直接、宮城県内における放射線等の測定を実施するか、放射線測定器購入経費など当該対応に必要な予

算を経済産業省と連携をとりながら至急確保するよう求めます。

また、児童福祉施設等における対策として、園庭等の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の保育所等に対して、積算線量計の配布と土壌に関する線量低減策への財政支援を行うとともに、児童福祉施設等において児童が受ける線量について、年間1ミリシーベルトを目指すための具体的な対策を提示するよう求めます。

2.1 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に対する国庫負担率は1/2～2/3となっています。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金が巨額に達し、現行補助率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

2.2 セーフティーネット支援に対する国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）

生活福祉資金の貸付額は巨額に達することが見込まれ、また、今後も継続した取組が求められるNPOとの協働、ボランティア活動の推進等による被災者の生活支援や地域コミュニティの再生支援の中心的役割を担う社会福祉協議会の基盤強化を図る必要があります。さらに、自治会など地域住民団体の再生に向けた主体的活動に対する支援にも重点的に取り組む必要があります。現行補助率では地方負担が過大になることから、地域福祉支援事業及び地域福祉等推進特別支援事業について、国庫支出金交付率を嵩上げし、全額国庫負担とするよう求めます。

2.3 被災施設等に対する独立行政法人福祉医療機構からの融資の償還免除

独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて既に整備した施設等が被災した場合について、融資の償還金の全部又は一部の支払免除を求めます。

2.4 社会福祉法人に対する独立行政法人福祉医療機構からの災害復旧資金（経営資金）貸付に係る特例措置の拡充

独立行政法人福祉医療機構が、被災した社会福祉法人に対し貸し付ける災害復旧資金（経営資金）の貸付利息は、契約から5年間は無利子ですが、6、7年目は0.2%、8年目以降は0.3%となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に社会福祉関係施設も壊滅的な被害を受けており、社会福祉法人の負担を解消するため、償還期間中の貸付利率を無利子とするよう求めます。

2 5 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の対象範囲の拡大及び基金の積み増し

このたびの震災を踏まえ、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の対象となる施設や対象事業の範囲を拡大するとともに、基金事業の実施期限を延長した上で、大幅な積み増しを求めます。

2 6 被災者の心のケア対策の充実強化のための財源確保

このたびの震災により深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く、今後被災者のPTSDやうつ病、アルコール問題、自殺等の増加が懸念される所であり、復興のためには長期的な被災者の心のケアが非常に重要です。

そのため、震災によるストレス関連問題の専門相談・診療体制の整備や精神的問題の発生予防から早期発見、早期介入等の地域精神保健活動の強化、包括的な支援体制の整備が必要であり、長期的な心のケアの拠点となる「心のケアセンター」の設置、運営及び被災地において精神科医療機関が実施するアウトリーチ支援を行うための財源の確保を求めます。

2 7 障害者に対する住宅再建支援

このたびの甚大な災害により、大きな被害を受けた障害者が所有する住宅について、住宅再建又は改修にあたりバリアフリー化に要する経費への支援を求めます。

2 8 在宅の重症心身障害児（者）等の自家発電機の保有に対する国庫支出金交付制度の創設

国の第1次補正予算において、震災等による電力供給不足を解消するため、人工呼吸器等を必要とする者が入所する施設に対して、自家発電装置整備費用について国庫支出金交付制度が創設されましたが、在宅の重症心身障害児（者）等や在宅酸素療法者など生命維持のため電力を必要とする者及びこれらが通所する施設については対象とされていないため、これらを対象とする新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 9 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し等

介護基盤緊急整備等臨時特例基金は平成23年度までとされていますが、被災地域における必要な介護基盤整備を進めるため、設置期限の延長と更なる積み増し、対象施設をユニット型に限定しないことを求めます。

3 0 サポートセンター運営に対する継続的な財政支援

仮設住宅地域における人々の生活支援のためのサポートセンター整備運営経費は、地域支え合い体制づくり事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に積み立てられ措置されていますが、当該基金は平成23年度までとされています。

サポートセンターは、被災地域における新しいまちづくりにおいて、地域包括ケアの仕組みを根付かせる上で大切であり、継続的な取組が必要であること、また、仮設住宅での生活が本格化するにつれて明らかになる様々な福祉ニーズに応えるため、新たに施設を設置する必要性が見込まれることから、基金設置期限の延長と更なる積み増しを求めます。

3 1 地域包括ケアシステム構築に向けた財政的な支援

被災地の地域包括ケアシステムの構築を図るため、被災市町の地域包括支援センターにおける専門職種（社会福祉士等）の増員や、訪問看護ステーションの増設に必要な経費について、国による財政支援を求めます。

3 2 第25回全国健康福祉祭（ねんりんピック宮城・仙台2012）に対する財政支援の拡大

第25回全国健康福祉祭は、平成24年10月に宮城県内で開催予定ですが、このたびの震災により、大会会場の市町においても沿岸部を中心に甚大な被害を受けております。

こうした中、これまでの大会目標に、新たに「復興」や「感謝」という視点を加えて、開催する方向で、現在、準備を進めております。

しかしながら、同大会の準備と開催に係る財政負担は、特に各交流大会開催市町において、これまでも増して非常に厳しい状況になっていることから、「全国健康福祉祭事業費補助金」の対象として、平成23年度の開催準備に要する経費を加えるとともに、平成24年度の同補助金の交付基準額の引き上げを求めます。

3 3 介護給付費負担金等への財政的支援

このたびの甚大な災害により、被災市町村の財政基盤が大きく損なわれたことから、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国による十分な財政支援措置を求めます。

3 4 後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度への移行時期の延期

このたびの震災は、国・地方挙げての対応となっていることから、示されていた改革の検討等スケジュールを見直し、国民が納得できる持続可能な制度を構築できるよう、十分に時間をかけてより本質的、抜本的な検討を行うよう求めます。

3 5 高等技術専門校の訓練機器等の災害復旧費に対する財政支援の拡充

現行制度上、高等技術専門校の機器の災害復旧費に対しては、1 / 2 の国庫補助がありますが、今般、激甚災害地域における災害復旧経費については2 / 3 に嵩上げ措置が講じられたところです。

しかし、このたびの震災では、津波により大きな被害を受けた沿岸部のみならず、県内の広い範囲にわたって甚大な被害が生じていることから、本県が取り組まなければならない災害復旧は、これまでに類を見ない規模となっており、極めて大きな財政負担を強いられているところです。さらに、今後、地域の復興を進めていくためには、職業能力開発がますます重要となることから、その拠点となる高等技術専門校の復旧は早期に実現しなければならない課題です。

このことから、県立高等技術専門校の災害復旧経費に係る国庫負担の割合をさらに引き上げ、国が必要な経費を全額負担することを求めます。

また、一部国庫補助対象外となるものがあることから、現行国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

3 6 被災離職者に対する職業転換給付金の国庫全額負担

現行制度上、職業転換給付金（訓練手当）については、1 / 2 の国庫負担がありますが、このたびの震災では沿岸部を中心に多くの事業所が壊滅的な被害を受けたため、訓練手当受給者が大幅に増え、現行負担割合では、地方負担が過大になることから、国が必要な経費を全額負担することを求めます。

3 7 被災事業主等に対する雇用調整助成金の支給割合の拡充

このたびの震災により、事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対して、事業再開に向けた雇用の維持・確保を図るため、休業等の雇用維持に要する経費の一部を助成する雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）について、事業主の負担軽減を図るため、支給割合の拡充による国の全額負担及び上限日額の引き上げを求めます。

なお、国において全額負担がなされない場合は、県において、事業主負担の一部を助成する「雇用維持奨励金」制度を創設する必要があると考えており、その場合は新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 8 被災者雇用開発助成金の増額補正及び次年度以降の継続実施

被災者雇用開発助成金については、国の平成 2 3 年度第 1 次補正予算により新設されましたが、予算規模は 6 3 億円で、助成金支給対象者数は 7, 0 0 0 人程度となっております。

しかし、宮城県においては、すでに当該対象者数が 4 万人を超えているものと推測されることから、早急に増額補正を行うように求めます。

また、被災による失業者等の雇用情勢については、今後、数年は大変厳しい状況が続くものと予測されることから、平成 2 4 年度以降も一定期間（3 年程度）の継続実施を求めます。

3 9 被災新規高卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所が壊滅的な被害を受けたため、就職が決まらずに卒業する新規高卒者が多数に上ることが予測されており、被災地域の新規高卒者を採用内定した事業主へ奨励金を支給することにより、その就職を促進する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 0 被災新規学卒者就職活動支援金に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所が壊滅的な被害を受けたため、被災により就職活動が困難になる新規学卒者が多数に上ることが予測されており、被災した新規学卒者へ就職活動支援金を支給することにより、その就職を支援する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 1 被災失業者の公共事業への就労促進に関する制度の創設

震災を受けた地域における多数に上る失業者の生活の安定を図るため、当該地域の公共事業において、できるだけ多くの失業者の就労を促進する制度の創設を求めます。

4 2 被災者の雇用に向けた雇用関連交付金の拡充

国の平成23年度第1次補正予算により、重点分野雇用創造事業に震災対応事業が追加されるなど拡充がなされ、追加交付されることになりましたが、地域の被災状況に応じた雇用創出事業が弾力的にかつ迅速に実施できるよう、震災対応事業については、現行制度上認められていない土木・建設工事を対象に加えることや、災害復旧に係る雇用創出に寄与する事業であれば民間への補助事業も対象とすることなど、早急な要件緩和を求めます。

更に、要件緩和等に伴う事業増へ対応するため追加交付を行うとともに、平成24年度以降も一定期間（3年程度）の継続実施を求めます。

4 3 温泉旅館等を活用した被災者向けレスパイト事業に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に、多くの県民が被災し、避難所等での生活を余儀なくされています。また、甚大な被害による避難生活の長期化が予想されており、被災者に対するケアが喫緊の課題となっております。このことから、県内の温泉旅館等を活用し、被災者を対象とした心身の元気回復事業（レスパイト事業）を実施するため、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 4 水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大等

このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、水道施設の災害復旧費が極めて多額に上り、地方負担が過大になります。また、国庫補助対象以外の費用（事務所等水道施設の災害復旧費、施設解体に係る費用で復旧を伴わないもの、仮事務所や損壊した備品の整備費、浄水機設置料）も極めて多額に上ります。このため、交付対象範囲を拡大するとともに、対象経費については全額国庫負担となるよう求めます。また、工事雑費率及び諸経費率の引上げ並びに災害査定時における事務手続きの簡素化を求めます。

4 5 身元不明者の遺骨・遺品の保管に関する経費及び納骨堂・慰霊碑を設置・管理する経費，並びに墓地の復旧に要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，被災による身元不明者の遺骨・遺品の保管に関する経費及び納骨堂・慰霊碑を設置・管理する経費，並びに墓地の復旧に要する経費に対する国庫補助制度がありません。

このたびの震災では，壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に，身元が判明しない遺体が多数見込まれるため，市町村等において遺骨・遺品の保管及び納骨堂・慰霊碑を設置・管理する必要があること，また，多くの墓地において法面の崩壊，流出や墓石の転倒などにより甚大な被害が発生したことから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

< 農林水産省関係 >

1 国直轄災害復旧事業に対する地方負担金の支払免除及び農家負担の支払免除

津波被害を受けた農地・農業用施設の直轄災害復旧事業については新たに土地改良法の特例が定められ、激甚災害と同程度の国庫負担率に嵩上げされました。しかし、農家負担については、対象農家が被災して死亡・行方不明者が多数おり、営農を再開できるまでには長い期間を要するため、賦課金徴収は事実上不可能なことから、引き続き全額国費での事業執行を求めます。

2 農林漁業者向け制度融資への財政的支援の充実及び二重ローン対策

農林漁業者への制度融資による金融支援では、被害の大きい市町村ほど行政機能にも大きな被害を受けており、利子補給等を行うための財源確保が困難な状況にありますので、財政的支援措置を求めます。また、償還猶予以外に支援措置のない既往債務については、被災者の負担軽減のための利子補給嵩上げ、保証料の免除のための財政的支援措置を求めます。

さらに、既往債務のほか復旧のための借金を重ねる二重ローン対策として、既往債務の減免や貸付以外による支援を検討されるよう強く求めます。

3 農林水産業団体の事務所等災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、漁業協同組合や農業協同組合などの事務所等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産業団体の事務所等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 農林水産業団体の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、被災した漁業協同組合や農業協同組合などの運営費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産業団体及び組合員が壊滅的な被害を受けており、農林水産業団体の運営が極めて困難であることから、被災した農林水産業団体の運営費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

5 地方卸売市場の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

地方卸売市場の災害復旧費に対しては、国の平成23年度第1次補正予算

で国庫補助率 1 / 2 が措置されております。しかし、このたびの震災では特に産地魚市場は、壊滅的な被害を受けており、現行の国庫補助率では地方負担が過大になることから、現行の国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

6 農林水産試験研究施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、農林水産試験研究施設等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産試験研究施設等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

7 農林水産業施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

現行制度上、農林水産業施設の災害復旧費に対しては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により国庫補助が行われています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産業施設が壊滅的な被害を受けており、現行の国庫補助率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

また、全損した施設においては、現行の評価額を基準とする算定方式によらず、再取得に要する費用によって、復旧事業費を算定することを求めます。

更に、災害復旧に係る調査・設計費が極めて多額に上ることから、全ての調査・設計費が国庫支出金交付対象となるよう拡大を求めるほか、補助残に対する地方財政措置を強く求めます。

なお、経営体育成基盤整備事業等の国庫補助事業継続中に被災を受けた地区にあっては、当該事業の中で、災害復旧事業及び復旧関連事業と同じ補助率により復旧工事等の実施ができるよう制度の拡充と弾力的な運用を求めます。

8 東日本大震災農業生産対策交付金に係る国庫支出金交付率の嵩上げ及び採択要件の見直し並びに事業の継続

このたびの、国の平成 23 年度第 1 次補正予算において、東日本大震災農業生産対策交付金が創設され、農林水産業共同利用施設災害復旧対策費の対象とならない、農家が共同利用する農業用施設の改修や補修、共同利用農業機械のリース方式等による新規導入、次期作に必要な生産資材の購入等が可能となりました。

しかし、国庫支出交付率は1 / 2以内となっており、事業実施主体の負担が過大となることから、交付率の嵩上げを求めます。

また、事業の導入に際しては、地域の営農条件や被災状況に応じた復興の担い手が受益者となり得るよう、従来の交付金や補助事業の採択要件をそのまま適用するのではなく、より柔軟な採択要件の見直しを求めます。

併せて、被災している地域の復旧、再生を一層進めるため、事業の継続を強く求めます。

9 海水が浸水した農地の排水作業や塩害対策への支援及び被災農家の経営再開への支援

大津波により広範囲の農地が浸水している状況にあることから、現在、国の協力も得て排水作業を実施しておりますが、十分ではありません。このため、早急な国の応急工事の実施など、更なる支援を求めます。

また、除塩事業が創設されましたが、このたびの震災では沿岸部の農地が甚大な被害を受けていることから、農地の再生に向けた更なる支援を求めます。

併せて、被災している農家に対する収入確保のための被災農家経営再開支援事業については、現地からの要望が高いため、今年度事業費の増額を求めるとともに、農家が経営の再開をできるまでの間、継続した事業の支援を求めます。

10 福島第一原子力発電所事故に係る農林水産物の放射性物質検査

福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の放出に伴い、宮城県にもその影響が生じており、現在、県内産農林水産物の放射性物質検査を実施しています。

これらに要する経費については、このたび消費・安全対策交付金に事業メニューが追加され、1 / 2の国庫補助とされましたが、これらの測定については、国からの要請に基づき実施しているものであることから、その全額を国が負担するよう求めます。

11 県産農林水産物・食品の販路確保及び販売促進に対する支援措置の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産物の生産・加工施設等が壊滅的な被害を受けており、事業を復興する過程において、一度途絶えた販路の確保が必要で、膨大な労力と支出が伴います。

現行制度上、新商品開発や農商工連携など新たな取組みに要する経費への

支援しかありません。農林水産物や加工食品の販路確保・拡大を図るためには、学校給食や地域の企業における地産地消の推進のほか、県内外での農林水産物・加工食品の展示会の開催・出展経費への支援が必要なことから新たな制度の創設を求めます。

また、長期休業していた事業者等が事業を再開しても農林水産物等の取引先の被災により販売先の確保が困難な状況が発生しています。加えて、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能放出による風評被害もみられ、国内外への販売も難しい状況になっていることから、県産品の広報宣伝や商談会開催など販売促進を支援する制度の創設を求めます。

1 2 食品製造業者に対する加工原材料調達支援制度の創設

このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、食品製造業者の農林水産物原材料調達に当たって、水産物を中心とした原材料供給が不能または大幅に減少し、代替調達を余儀なくされています。さらに、隣県においても震災による被害を受け、代替調達先が遠方となり新たな流通コストが発生しているため、原材料運賃割増相当を支援する制度の創設を求めます。

1 3 原子力発電所事故に係る畜産農家負担軽減制度の創設

乳用牛に給与する粗飼料中の放射性物質が暫定許容値を超える地域においては、乳用牛への自給給与ができずに粗飼料の保管が続き、負担が日々増大しています。畜産農家の負担軽減を図るため、国において、これらを早期に解消させる取組みと負担費用に対する総合的な支援を求めます。また、国において、放射性物質が畜産物へ及ぼす影響の研究に取り組むことを求めます。

1 4 被災畜産農家への支援と被災粗飼料畑の復旧に対する国庫支出金交付制度の創設

震災によるライフラインの途絶により、家畜飼養が困難となった畜産農家においては、緊急的に家畜を別の場所に避難させたり、他の畜産農家による代替飼養など新たな経費が増大しています。畜産経営の早期再開のための支援として、国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、津波等により、粗飼料畑にも被害があり、粗飼料の自給が困難となっており、経営再開の障害となっています。早期の経営再開と農業生産力の回復に資する粗飼料畑の復旧等に対して更なる補助率の嵩上げを求めます。

1 5 農畜産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、農畜産物被害額に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に被害額が巨額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 6 繁殖素牛等の再導入費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、被災を受けた繁殖素牛や乳用牛、種豚の再導入費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に畜産農家も壊滅的な被害を受けており、繁殖素牛や乳用牛、種豚の再導入費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 7 死亡家畜被害額に関する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、死亡家畜被害額に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に死亡家畜被害額が巨額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 8 土地改良区の区債償還に対する償還助成事業の拡充

土地改良区が過去に国営土地改良事業の負担金償還のために発行した区債の償還費に対しては、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業により利息分については三年間の助成が認められました。しかし償還費の大部分である元金については依然として対象外となっております。

このたびの震災では土地改良区の組合員の多くが被災しており、津波被害により農用地も数年営農が不可能な状態であり、区債償還に係る土地改良区の賦課金徴収が困難となっていることから、区債の償還費に対し元金分も対象とするよう償還助成事業の更なる拡充を求めます。

1 9 土地改良事業等の農家負担の免除制度の創設

現行制度上、土地改良事業に対しては農家負担が課せられていますが、このたびの震災では、沿岸部を中心に土地改良事業の施行地も壊滅的な被害を受けており、対象農家も多数が死亡・行方不明者となっています。

また、営農を再開できるまでには長い期間を要することが予想されます。

こうした状況では、土地改良事業に係る農家負担金の償還のための賦課徴収は事実上不可能です。

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業により利息部分につい

ては三年間の助成が認められましたが、償還費の大部分である元金及び津波被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧事業等の農家負担金については依然として対象外となっているので、元金及び災害復旧事業等の農家負担金についても支払いを免除する制度の創設を求めます。

2 0 土地改良区の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設

土地改良区は農業生産に不可欠な用排水機場等の基幹的な農業水利施設の管理を担っていますが、現行制度上、土地改良区の運営費に対しては、国の支援制度はありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に広大な農地が海水に覆われ、広範囲に渡る地盤沈下が生じ、農業用排水機場の地域排水への役割も増加しています。このような中で、今後数年に渡って作付けができず、土地改良区を運営するための経常賦課金の徴収が極めて困難であることから、被災した土地改良区の運営費に対する新たな国庫支出金交付制度や無利子融資制度等の創設を求めます。

2 1 「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に係る復旧関連事業の弾力的運用

このたびの震災に対応するため、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」で、復旧関連事業が新たに創設されました。被災自治体で策定中の復興計画では、新たな土地利用計画に基づく災害に強いまちづくりや農林水産業の復興を検討していますが、詳細の土地利用を含めた計画策定には、相当な時間を要するものと思われます。一方、被災農家の生活支援の観点からは、早期の農地・農業用施設の復旧による営農の再開が望まれています。そのため、復旧関連事業において、途中段階での一時的な原形復旧による営農再開を認めるなど、被災自治体の実態に応じた弾力的運用を求めます。

2 2 農村地域の復興計画実現に向けた新たな制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けており、現在、被災自治体では、地域住民の安全・安心や産業振興等を視野に、土地利用計画を含めた復興計画を策定しています。

しかし、現行制度上では、被災自治体の復興計画を早期に実現するため、大区画ほ場の整備や園芸団地等の創設と併せて防災用地や新たな居住地の創出などを一体的に進める事業等がなく、復興に向けた隙間のないきめ細やかな支援が必要とされています。

については、以下のような制度の創設と高率の新たな国庫支出金交付制度の

創設を求めます。

- (1) 大区画ほ場整備計画等を含む具体の地域復興プランの策定支援
- (2) 効率的な農地利用に配慮した農地の一括管理等を行えるほ場整備のような仕組みづくり
- (3) 効率的な営農を实践する経営体育成に向けた仕組みづくり
- (4) 都市農村交流の仕組みを活用した被災地支援
- (5) 農地や居住地等の復興を一体的に実施できる事業など

2 3 山林種苗生産機械・機具の被害に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、山林種苗生産機械・機具に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に甚大な被害を受けていることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 4 森林・林業・木材産業づくり交付金活用施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、森林・林業・木材産業づくり交付金を活用して整備した施設の災害復旧費に対しては、その一部のみが国庫補助対象となっており、国庫補助率は種類により $1/3 \sim 1/2$ となっています。

しかし、修理修繕や代替施設の取得経費は補助対象に含まれていません。

このたびの震災では、沿岸部を中心に森林・林業・木材産業づくり交付金を活用して整備した施設も甚大な被害を受けており、現行補助率及び補助対象のままでは事業者の負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

2 5 木材加工業者の経営再建に対する支援

このたびの震災では、国内における国産材合板の約 2 割を生産する合板製造工場群や製材工場など、沿岸部に所在する木材加工施設、設備も広範囲に壊滅的な被害を受けており、現在の災害復旧費の規模では再建に向けた十分な施設・設備の復旧ができないことから、これら会社法人等の負担軽減と木材加工業者の経営再建のため、国庫支出金交付額の大幅な増額と、更なる補助率の嵩上げを求めます。

また、現地で早急に応急措置を講じる必要がある場合は、国庫補助の対象になるようなものでも、国の交付決定を待たずに会社法人等が対応しなければならないことが起こりうると考えられることから、事情をご理解いただき、既に着手又は完了した事案であっても、事後承認の上、国費を交付するよう求めます。

2 6 製紙用木材チップ等の流通に対する支援

木材の大口需要先の一つである製紙工場が津波により壊滅的な被害を受けたことにより、製紙用木材チップ等の流通が急激に停滞し、木材チップ製造事業体にとって死活問題となっていることから、新たに製紙用木材チップ等に対する緊急的な流通支援を行うよう強く求めます。

併せて、新たな支援については、東日本以外への流通も視野に入れた内容とするよう求めます。

2 7 倒木・流木等を活用した木質バイオマス利用拡大のための施設整備等に対する支援

津波によって海岸林の倒伏や流出などが発生し、住宅がれきと合わせた木質系がれきの量は膨大なものとなっています。

復興のためには、これらの木質系がれきの早期処理と合わせた木質バイオマスとしての熱源や発電への活用が有効であることから、新たに木質バイオマス利用に必要な処理加工施設や、熱利用・発電用ボイラーなどの利用施設整備に対する国庫支出金の交付を求めるとともに、地域復興に向けて早期に施設整備が進むよう、通常事業より高い補助率の設定を強く求めます。

2 8 森林整備加速化・林業再生基金事業の設置期限の延長・積み増し及び被災施設の再建に向けた支援の創設

制度上、森林整備加速化・林業再生基金の設置期限は平成23年度までとされていますが、本事業は被災地事業体の復興期における事業確保に有効であることから、基金の設置期限の延長と更なる積み増しを求めます。

また、被災地域の木材を使用した公共施設や地域の拠点施設の新築、改修や、定住住宅、事務所、店舗等の新築に対して支援できるよう、同事業におけるメニューの新設など、新たな支援を求めます。

なお、被災地域の迅速な復興を図るため、基準の設定を含めて県による事業採択が可能となるよう併せて求めます。

2 9 海岸部の保安林の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、海岸部の保安林の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とはならず、通常为国庫補助率1/2での対応にならざるを得ない状況です。

しかし、このたびの震災では、津波で海岸部の保安林についても、流出、倒伏、幹折等の甚大な被害が発生しており、災害復旧費が極めて多額に上る

ことから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 0 水産物の安全安心確保に対する支援

このたびの震災では、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出のみならず、下水処理場等の被災により、有害物質の海域への流入が危惧され、水産物の安全性に対して不安が増大しています。国民へ安全な水産物を供給するためには、水揚げされる水産物について、放射性物質や有害物質の含有量について検査し、安全性を確保する必要があることから、これらの検査に対応した支援を求めます。

3 1 漁船・漁具等の再導入費に対する支援等

このたびの震災では、我が県の漁業者は壊滅的な被害を受けており、漁業再建のための多額の投資に耐えられる漁業者はほとんどいないと見られることから、漁船・漁具の再導入費に対する支援策については、対象を漁協などの団体だけでなく、国の平成23年度1次補正予算で対象となっていない個人まで拡大するよう求めます。

3 2 養殖施設・種苗生産施設の再建に対する支援

養殖施設の再導入費については、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

また、早急な復旧が必要であるさけます種苗生産施設については、復旧費用が多額に上り、地方負担が過大になることから、国庫支出交付金の更なる嵩上げを求めます。

さらに、さけます以外の栽培漁業の種苗生産施設については、国主導で第6次栽培漁業基本方針に基づく共同種苗生産体制構築の方向性を早期に明示するとともに、実現のために必要となる国庫負担率の高い新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。加えて、船舶の安全航行の観点から、早急に標識灯を整備する必要があるため、養殖漁場等への浮標灯設置に係る財政的な支援を求めます。

3 3 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、漁港施設等の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により2/3の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、我が県のすべての漁港が壊滅的とも言うべき甚大な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

3 4 被災状況調査費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、地方公共団体に対する被災状況調査費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に各種の施設が壊滅的な被害を受けており、被災状況調査費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 5 水産物の流通施設の早期復旧及び水産加工業者の経営再建に対する支援

このたびの震災では、産地魚市場はもとより卸売業者や水産加工業者等が所有する施設も壊滅的な被害を受け、水産物の流通機能が停止しており、水産物流通加工機能の早期復旧や復興に向けた取組が必要となっています。

しかし、復旧費用が多額に上るとともに、耐用年数が進んだ施設が多いことから、水産物流通施設の早期復旧や復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 6 水産養殖生産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、水産養殖生産物被害額に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、水産養殖生産物被害額が巨額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 7 水産業復興特区の創設

沿岸漁業者は生活・生産基盤のほぼ全てを失い、個人での漁業再開が困難であることから、沿岸漁業の早期復旧と、持続的に発展できる地域漁業の再生を図るためには、漁業者が主体となった漁業法人が民間資本等を活用することも必要となります。

そのため、特定区画漁業権や定置漁業権の免許において、漁業協同組合と地元漁業者が主体となった法人等を同一順位とする「水産業復興特区」を創設し、民間資本を活用しやすい仕組みを整備するよう求めます。

3 8 特定施設に対する国による復旧事業の実施

大津波等により広範囲において被害が発生しており、早急な復旧に向け、

技術的・人間的な対応が非常に困難なことから，特定第3種漁港などの重要漁港施設については，国において復旧事業を実施するよう求めます。

3 9 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長

津波浸水区域における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業期間について，被害が広範囲に亘っていること，大量の災害廃棄物等による捜索活動なども含めた処理期間が長期間に及ぶこと，沿岸地域の多くの地区で町そのものが壊滅状態となっており，地元とのまちづくり計画検討等調整期間も必要なことから，期間の延長措置を講じられるよう求めます。

4 0 災害復旧事業の対象とならない漁港区域への国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，漁港区域内で施設が無い場合には，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とはならず，通常の補助事業による国庫補助率1/2での対応にならざるを得ない状況です。

しかし，このたびの震災では，沿岸地域全体が地盤沈下したため，甚大な冠水被害が発生しており，冠水対策に係る災害復旧費が極めて多額に上ることから，国庫負担率が高い新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 1 災害査定手続きの簡素化等

今回の災害は，地震のみの被害の内陸域と地震及び津波の被害の沿岸域とに区別され，両地域の被害は様相を異にすることから，地域の早期復旧・復興の観点から沿岸域については全箇所机上査定とすることを求めるとともに，査定の簡素化に伴い，実施・精算の際にかなりの数の設計変更が生じることが予測されることから，設計変更について「軽微な変更」の要件の緩和及び拡大など柔軟な運用や手続きの簡素化が図られるよう求めます。

また，災害査定の対象となる施設が多く，査定に係る経費が多額となることから，当該経費に対する財政措置を求めます。

< 経済産業省関係 >

1 被災地におけるクリーンエネルギー供給・活用システムの導入支援策の創設

被災地域での復興に当たり、今回の被災の教訓を踏まえ、地域毎に自立したエネルギー供給体制の確立に向けた総合的な導入支援策の創設を求めます。

具体的には、メガソーラー発電やガスコージェネレーションなどの低炭素型社会の実現に資する発電・熱供給設備に対する補助制度や、被災地の住宅や工場・事業所などにおける太陽光、燃料電池、バイオマス等の新エネルギー設備の導入、高効率な照明、空調・ボイラー等省エネルギー設備やエコカーなどの導入に対する補助制度の創設を求めます。

また、新型の太陽光発電システムや藻バイオエネルギーなど、被災地域発のシーズや新技術の開発などを生かした新産業の創出・育成に寄与する事業の導入、支援を求めます。

2 試験研究機関の機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、試験研究機関の機器の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、試験研究機関の機器も被害を受けており、災害復旧費が多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 被災した製造業に対する総合的な支援制度の創設

国の平成23年度第1次補正予算により、中小企業等のグループに対する復旧・復興支援補助及び中小機構による仮設工場等の整備に係る事業が制度化されました。

しかしながら、沿岸部を中心に数多くの製造業は壊滅的な被害を受けており、本県の推計による製造業の被害額は約5,900億円となっております。製造業の復興は、地域経済の発展及び雇用の拡大にとって欠かすことの出来ないものであり、自力での再生が困難な状況にあるこれらの企業を上記補助制度ではすべて救済することができないことから、単独でも早期に事業を再開できるよう隙間の無いきめ細やかな支援が必要です。

については、企業単独でも申請可能な工場再建に対する直接補助制度の創設を求めます。

また、早急に移転等のための工場用地を確保する必要から、被災した自治体等工業団地の復旧や新たな工業団地の整備について、市町村に対する補助

制度の創設を求めるとともに、新たな工業団地用地整備が円滑かつ迅速に取り組めるよう各種規制の弾力的な運用を求めます。

さらに、震災の影響による県外・海外への流出の抑制、雇用の維持を図るため、中小企業の販路開拓や品質等の維持・向上に向けた支援を求めます。

4 被災地域の経済復興につながる企業立地支援制度の創設

沿岸部を中心とした被災地域においては、廃業や移転を余儀なくされる企業があり、地域の雇用や経済活動の縮小などを招く結果となっています。地域経済全体が復興するためには、被災企業の再開支援に加え、新たな投資を呼び込む必要があります。

については、震災発生後に、新たに企業が設備投資する場合の直接補助制度の創設及び優遇支援を求めます。

具体的には、工場等の新設及び機械設備等の取得費用に対する補助措置を求めます。

また、受け皿となる工場等の用地の確保のため新たな工業団地の整備について、市町村に対する補助制度の創設を求めるとともに、整備が円滑かつ迅速に取り組めるよう各種規制の弾力的な運用を求めます。

5 被災した商店等に対する総合的な支援制度の創設

国の平成23年度第1次補正予算により、商店街災害復旧費用の補助が制度化されました。しかし、今回の災害により沿岸部を中心に商店等が壊滅的な被害を受けており、地域住民の生活利便の確保や地域コミュニティの維持に欠かせないこれらの商店等を、この補助事業では全て救済することが困難であることから、個々の事業者に対するきめ細やかな支援を含む新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、商店が自ら整備する仮設店舗や移動販売事業に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

さらに、地域経済の発展に果たす重要な役割を持つ既存の商店街活性化事業や中心市街地活性化事業の交付限度額、交付率の引上げ等を求めます。

6 震災地域企業に対する取引停止等の防止に関する指導

このたびの震災により、建物・設備等に被害を受けた中小企業に対し、取引先から取引の停止や給付された材料等の引き上げ、納品の性急な督促などの動きがあることから、早期の復興に取り組む中小企業者の妨げとならないよう、発注企業に対する指導、監督の強化を引き続き求めます。

7 被災した商工会，商工会議所に対する支援制度の創設

一部の商工会，商工会議所は建物流失などにより復旧に時間を要し，当面，仮設事務所による対応を余儀なくされております。仮設事務所につきましては，独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設店舗等に商工会等も入居可能となっておりますが，商工会等単体での利用ができないことなどから，十分に活用が進んでおりません。ついては，当該制度が活用されるよう柔軟な制度運用等についての配慮を求めます。併せて，当該制度を利用せず，独自に仮設事務所を調達した商工会等についてもなんらかの支援を実施するよう求めます。

また，被災地商工会は指導用車輛等流失面でも大きな被害を受けていることに加え，相談・指導体制の強化も必要となりますので，設備の復旧及び経営指導員等の設置について，既存制度の運用での対応を含め，国による何らかの支援を求めます。

さらに，会員事業者の被災により会員減少となった商工会等の運営資金，商工会館等の耐震費用及び災害時の迅速な情報伝達を可能とするネットワーク構築に係る費用に対する助成制度の創設を求めます。

8 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金の対象施設の拡大等及び中小企業組合等の災害復興事業に対する補助制度の創設

国の平成23年度第1次補正予算で中小企業等のグループに対する支援が設けられ，補助対象の拡大が図られました。今後は，国の中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金の交付要綱の策定において，対象施設に組合会館，事務所を加えるなど，当該補助金の活用が進むよう諸要件の設定について配慮すること及び県負担分に関して地方交付税等による財政措置を求めます。

また，中小企業組合等の行う地域おこしなどの災害復興事業に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。

9 政府系金融機関による今回の災害に限定した新たな貸付金の創設

国の平成23年度第1次補正予算により，今回の災害に限定した新たな貸付金である「東日本大震災復興特別貸付」に対する予算措置がなされ，5月23日から取扱いが開始されておりますが，津波により担保となる資産のすべてが流失した中小企業者等も多くいることから，貸付条件を一律無担保・無保証とし，返済負担をさらに軽減するため，償還期間は30年等の超長期とするよう求めます。

また，新たに創設された「特別利子補給制度」についても，被害を受けた

中小企業者等の負担軽減を図るため、例えば、補給対象者を事業所が全壊した者から半壊以上の者に拡充し、全壊・流失など甚大な被害を受けた者については、補給期間を貸付後3年間から5年以上とするよう求めます。

1 0 今回の災害に限定した新たな特例保証制度の創設

国の平成23年度第1次補正予算により、今回の災害に限定した新たな特例保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」に対する予算措置がなされ、5月23日から運用が開始されておりますが、償還期間は10年（うち据置期間2年）とされており、これでは、完全復旧に多額の資金を要する中小企業者等に過度の返済負担を強いることになるため、例えば、政府系金融機関が取り扱う「東日本大震災復興特別貸付」と同様に、最長20年の償還期間とするよう求めます。併せて、保険料率（0.41%）の引下げや無保証料化を求めます。

また、復興作業の着手までに時間を要する中小企業者等のため、当該保証が利用できる期間を3年以上確保し、併せて填補率を100%に引き上げるなど、信用保証協会の経営基盤の安定・強化にも配慮するよう求めます。

1 1 既往債務の減免措置

既往債務（リース債務を含む）を抱えたまま、復興に向けて新たな借入れを行うことによる二重の債務負担は中小企業者等に重くのし掛かり、助成金による支援にも限界があります。今回津波等で甚大な被害を受けている企業には、地域の雇用や経済に大きく貢献する企業が数多く存在し、これらの企業の早期復旧・復興は、地域の経済・雇用を守る点で極めて重要であることから、既往債務の減免のほか、貸付以外による支援（例えば出資や資本金ローンの支援、既往債務の買取等）についても速やかに検討されるよう強く求めます。

1 2 信用保証協会への支援

国の平成23年度第1次補正予算により、「東日本大震災復興緊急保証」による信用保証協会の損失を補償する、既存の全国信用保証協会連合会基金への造成費補助が予算措置されましたが、信用保証協会の経営基盤の安定に万全を期すため、当該保証に係る特別会計を信用保証協会に設け、収支が赤字となった場合に切り崩すことが可能な新たな基金を、信用保証協会に造成することを求めます。

1 3 県制度融資への支援

県では、金融機関との協調融資である県制度融資に必要な原資預託や中小企業者等の負担を軽減するための利子補給、保証料引下げに伴う信用保証協会への補助を積極的に行っておりますが、県財政が厳しい状況にあることから、今回の災害に対応した新たな資金に必要な預託金のほか、利子補給や保証料補助の実施に対して、今回に限り財政的な支援措置を求めます。

1 4 地方公共団体が単独で整備した国際展示施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度及び融資制度の創設

現行制度上、地方公共団体が単独で整備した国際展示施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部に設置された被災地方公共団体が単独で整備した国際展示施設が壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 5 地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部に設置された被災地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設が壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 6 被災中小企業及び復興支援者に対する法人税等、税制面での減免等の措置

東日本大震災に対応するため、被災中小企業及び復興支援者に対する法人税等、税制面での減免等、第一弾の措置として、4月27日に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が成立し、被災企業の手元資金の確保、被災企業の再建及び被災地の復興の観点からの措置が講じられております。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けた結果、被災中小企業の復興のためには、広範囲にわたるきめ細かな様々な支援が必要であることから、現在、県及び被災市町において策定中の震災復興計画など、復興支援策の議論と併せて、今後とも、さらなる税制上の対策を講じられるよう求めます。

17 FAZ法に基づき設立された第三セクターに対する政府系金融機関融資の償還免除等

仙台塩釜港（仙台港区）には、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）」に基づき、中核施設として第三セクターが建設した輸入促進施設及び物流基盤施設がありますが、このたびの震災により壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上り、第三セクターにとっては負担が非常に大きいことから、建設する際に活用した旧民法による融資（NTT無利子融資）の償還免除または償還猶予の措置を求めます。

18 被災した自動車の買換えに対する財政的支援制度の創設

このたびの震災で約146,000台もの自動車が被災しました。被害の大きかった県の沿岸部は公共交通機関があまり発達しておらず、自動車が県民及び企業の足となっております。被災した県民の生活支援のためにも、また、企業が事業を再興するためにも、自動車の存在は欠かせないことから、被災した自動車の買換えに対する税の優遇措置に加えて、購入経費等に対する財政的支援制度の創設を求めます。

19 中小企業等復旧・復興支援事業の継続的予算措置及び県負担分の財源措置

今回の震災では、宮城県における製造業3,200社のほとんどが何らかの被害を受け、その被害額も約5,900億円と甚大となっていることから、今回の平成23年度第1次補正予算の規模では、到底対応できないものと考えており、本事業の更なる拡充を求めます。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、地震により地盤が低下し、今後、地盤改良等を経なければ、復旧・復興を果たせない企業グループが多数あり、その地盤改良等には相当な時間を要することから、本事業の継続的な予算措置を求めます。

また、本事業に関しては、対象となり得る企業グループも多く、かつその復旧・復興費用も多額となり、現在の事業スキームでは、地方負担が過大となることから、地方負担が発生しない形で、全額国庫負担として、企業等へ支援いただくよう求めます。

20 被災した中小企業等に対する新たな設備貸与事業の創設及びリース事業に係る信用保険制度の創設

このたびの震災は、過去最大級の地震による建物・設備の損壊、大津波に

よる事業所の流失など中小企業の経営基盤を根底から奪い去るものであり、また、復旧の長期化や取引先の被災による中小企業への発注見合わせなどの二次的被害も発生しており、被災地域の多くの中小企業にとって深刻な事態となっています。

震災を受け、高度化スキームによる無利子貸付制度の創設などの対応をいただいているところですが、制度の利用者が限定されたものとなっています。

このため、中小企業者等の利用者を限定しない低金利（実質無利子）、長期（20年）、無担保、無保証（代表者のみの保証）等の、国又は国の出資団体による新たな設備貸与事業の創設を求めます。

また、被災企業の設備導入による早期再建を促すため、被災企業がリース事業者等から設備・機械の貸与を受ける際、国又は国の出資団体が保証を行うリース信用保険制度の創設を求めます。

2 1 小規模企業共済制度の災害時貸付の資金使途の拡大

現行制度上、資金使途は運転・設備の事業資金のみとなっています。今回震災では小規模企業者が事業のみならず生活基盤そのものにも大きな被害を受けていることから、災害時貸付を生活資金にも活用できるよう資金使途の拡大、諸要件の見直しを求めます。

2 2 全国的な燃料供給体制の構築と災害対応型給油所の計画的配置等

今回の震災は甚大な被害が広域に及び、ガソリン等燃料の供給に支障が生じました。ついては、大規模災害時にも有効に機能する全国的な燃料供給体制の構築を求めます。また、災害対応型給油所の計画的配置と補助制度の拡充及び津波等により流失、全壊した給油所の再建や製油・油槽・出荷設備の復旧に要する費用に係る補助制度の創設を求めます。

2 3 仮施設整備事業予算の拡充及び建設用地確保等についての柔軟な対応

独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮施設整備事業については、被災中小企業者が早期に事業再開するための有効な施策であり、津波により甚大な被害を受けた市町を中心に多くの要望が出されております。

本事業については、国の平成23年度第1次補正予算により約10億円の予算を確保していますが、仮施設の要望は今後も増えることが予想されることから、十分な予算の確保をお願いします。

仮施設の建設に当たっては、市町村が建設用地を確保する必要がありますが、津波により壊滅的な被害を受けた地域においては、建設場所を公有地で確保するのが困難な状況です。

また、民有地を市町村が借り上げて建設用地とする場合についても、中小機構が指定する要件に合致する用地の確保が事業推進上の最大の課題となっていることから、一定の要件を満たせば市町村以外の者が確保した用地であっても建設できるよう要件を緩和するなど、地域の実情に応じて柔軟な対応が行われるよう要望します。

2.4 旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助の追加支援措置

東日本大震災に起因する亜炭鉱採掘跡の陥没被害に係る復旧事業費については、「旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助」が国の平成23年度第1次補正で予算措置されましたが、依然として今回の震災による亜炭鉱採掘跡の陥没被害が続いている状況にあることから、復旧に要する事業費不足が予測され、事業費に充てる「特定鉱害復旧事業等基金」の更なる積み立てが必要となっています。

このことから、「旧鉱物採掘区域災害復旧事業費補助」による追加支援措置を講じるよう求めます。この場合、平成23年度第1次補正で措置された国庫補助の仕組みと同様に、県から指定法人への補助金を全額国庫補助とするよう求めます。

2.5 輸出に関する放射能汚染風評被害対策の強化・拡充

平成23年度貿易円滑化事業については、去る6月7日に補助事業者となる13の検査機関が発表され、6月20日から補助事業が開始されましたが、今後も検査需要の高まりが見込まれることから、県内で検査可能な事業者を含めた補助事業者の追加指定や補助期間の延長、検体輸送料等の対象経費の拡大など補助体制の更なる強化・拡充を求めます。

また、放射能汚染の懸念による海外との貿易上のリスク軽減のため、事業者が貿易保険を利用する際の保険料負担軽減の措置を講じることを求めます。

2.6 原子力災害への対応

福島第一原子力発電所における事故については、国の総力を挙げて直ちに解決を図るとともに、今後の原子力発電所に係る規制については、福島第一原子力発電所の事故にかかる検証結果を踏まえ、安全審査指針の見直し等抜本的な対策を講じるよう求めます。

また、女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、仮設の原子力防災対策センター（オフサイトセンター）の設置をはじめとする暫定的な体制を早急に整備するとともに、福島第一原子力発電所の事故対応を通じた検証結果を踏まえ、恒久的な原子力防災対策センター（オフサイト

センター)の適切な整備など、国の責任で万全な体制を構築整備するよう求めます。並びに、既存の被災建築物に係る解体撤去経費についても、早急に措置するよう求めます。

さらに、原子力防災に係る資機材を購入するための経費については全額必要な予算を確保するよう求めます。

2 7 福島第一原子力発電所事故にかかる放射性物質の影響調査

福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の放出に伴い、宮城県にもその影響が生じており、県民の不安が増えています。当該放射性物質による影響の把握を確実に実行するため、宮城県内における空間放射線や土壌等の環境試料中の放射能等の測定を、福島県内で実施されているものと同様の規模、内容で国が直接実施するか、放射線や放射能の測定器購入経費など当該対応に必要な予算を文部科学省と連携をとりながら至急確保するよう求めます。

2 8 地方公営企業のガス施設の災害復旧費等に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大

中小規模のガス施設に対する災害復旧事業については、地方公営企業も対象とされ、補助率が1/2となっていますが、このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、地方公営企業のガス事業においても主要供給地域の一部が壊滅的被害を受けており、料金収入の大幅な減少が見込まれます。

また、被災地域へのガス供給のため、被災直後から早期復旧に向けた多額の緊急修繕費用が発生しています。このため、被災直後から発生している当該費用についても対象経費とするよう国庫交付対象範囲の拡大を求めるとともに、国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

< 国土交通省関係 >

1 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ

現行制度上、公共土木施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により2 / 3の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。また、災害復旧事業期間中の地方負担分100%の起債充当可能かつ100%交付税措置となるよう求めます。

併せて、改良復旧事業等についても災害復旧事業と同等の措置を求めます。

2 災害復旧費の原形復旧以外の事業への充当

災害復旧は原形復旧が原則ですが、既成市街地等が津波で破壊された地域においては、今後の街づくりの方針によっては、原形どおりの町並みで復旧するとは限りません。このため、各市町村が主体となるまちづくり事業と連携し、災害復旧費によって従前地に原形復旧するのではなく、他の地域に新設される新市街地における公共土木施設復旧事業に充当できるよう求めます。

3 多重防御による津波防災施設整備などに係る支援制度の創設

想定を遙かに超える津波により甚大な被害が出たことから、堤防の嵩上げなど施設の機能強化が必要になるとともに、被災水位まで復旧が困難な場合には、堤防背後における浸水拡大防止などの機能を有する施設の整備及び避難施設のためのハード・ソフトの整備について新たな事業制度の創設を求めます。

4 災害査定手続きの簡素化等

今回の災害は、地震のみの被害の内陸域と地震及び津波の被害の沿岸域とに区別され、両地域の被害は様相を異にすることから、地域の早期復旧・復興の観点から沿岸域については全箇所机上査定とすることを求めるとともに、査定の簡素化に伴い、実施・精算の際にかなりの数の設計変更が生じることが予測されることから、設計変更について「軽微な変更」の要件の緩和

及び拡大など柔軟な運用や手続きの簡素化が図られるよう求めます。

また、災害査定の対象となる施設が多く、査定に係る経費が多額となることから、当該経費を国庫支出金の交付対象にする等、財政措置の対象とするよう求めます。

5 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除

現行制度上、国土交通省が施行する国直轄災害復旧事業の国庫負担率は通常 $1/3 \sim 2/3$ であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に甚大な被害を受けており、国土交通省が施行するものと想定される国直轄災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大になることから、負担金の支払免除を求めます。

6 被災を受けた建設業への支援制度の創設

被災した建設業者の中には、所有又はリース契約により保有していた建設機械が、地震・津波により毀損又は流失し、当該建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害額の負担を求められるケースがあることから、これらの負担を軽減する措置を講ずるよう求めます。

7 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、市街地復興計画の策定費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に市街地が壊滅的な被害を受けており、市街地復興計画の策定費が極めて多額に上ることから、国の平成23年度第1次補正予算で措置された国直轄による市街地復興計画策定支援費と併せ、被災地方公共団体が自ら行う市街地復興計画等に必要な関連調査費に対しても新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

8 復興まちづくりに対する一括交付金などの制度の創設

今回の地震により地盤が沈下または津波により壊滅した地域など、現位置での復興が困難な被災地については、大規模な移転及び社会資本整備が必要となり、現行事業制度での復興が困難なことから、新たな復興まちづくりに対する用途の自由度が高く、複数年度の使用が可能な一括交付金などの創設を求めます。

9 被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大及び国庫支出金交付率の嵩上げ

被災市街地復興土地区画整理事業について、都市計画区域内の既成市街地を対象としておりますが、被害が甚大かつ広域的なため、都市計画区域内にとどまらず区域外を含めて一体的に取り組めるよう適用範囲を拡大することを求めます。また、沿岸部の小規模な市街地でも適用できるように採択要件（被災面積20ha、被災戸数1,000戸以上）を緩和するとともに、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げを求めます。さらに、被災市街地の復興に係る市街地開発事業の種地として、地方公共団体が土地を取得する場合についても、国庫支出金の交付対象とできるよう制度拡大を求めます。

10 土地区画整理事業地の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、土地区画整理事業地の事業者が維持管理している宅地、都市排水施設等に対する災害復旧費に係る国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に土地区画整理事業地も甚大な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

11 被災を受けた土地区画整理事業に係る国庫支出金交付率の嵩上げ

土地区画整理事業には、今回の地震及び津波により大きな被害を受けている箇所があり、事業者の負担軽減を図るため、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げを求めます。

12 土地区画整理組合の経営支援の充実

土地区画整理組合においては、経済活動の停滞や津波による浸水の影響で住宅地として保留地処分が落ち込み、事業資金収入の不足が生じ継続が困難となることが懸念されることから、事業経営が困難になった組合に対する経営支援の充実を求めます。

13 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、大規模盛土造成地変動予測調査費に対しては、1/3の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では大規模盛土造成地変動予測調査費の地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

1 4 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上，大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対しては，一部の交付対象外を除き 1 / 4 の交付金が交付されますが，このたびの震災では，現行の交付率では大規模盛土造成地滑動崩落防止費の地方負担が過大になることから，現行国庫支出金交付率の嵩上げや，対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和するなど，国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

1 5 防災集団移転促進事業の国庫支出金交付率等の更なる嵩上げ・制度の拡充

現行制度上，住宅団地の用地の取得に要する経費，移転者の住宅の建設等に対する補助に要する経費等に対しては，防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律により 3 / 4 の国庫負担があり，地方債の特例措置も講じられています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，現行の国庫補助率及び補助対象限度額，補助対象施設並びに起債内容及び交付税措置では地方負担が極めて過大になることから，現行国庫支出金交付率及び交付額の更なる嵩上げ並びに補助対象施設の拡大，移転者に対する土地・建物取得費用の助成の拡充，住宅団地の規模要件・半数以上の移転を要とする要件の緩和，一定期間借地した後の土地の無償譲渡を可能とする措置，移転者の住宅建設費用に対する助成，国による被災した土地の買取，付帯事務費に対する助成，事業期間の延長等の制度の拡充を求めます。

1 6 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，都市公園の植栽等の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に都市公園の植栽等も甚大な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

1 7 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ

現行制度上，下水道施設の災害復旧費に対しては，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により 2 / 3 の国庫負担があり，激甚災害法により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし，このたびの震災では，沿岸部に設置された下水処理場が壊滅的な被害を受けており，激甚災害法が適用され国庫負担率の嵩上げ措置を受けて

もなお地方負担が過大になることから、国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。また、災害復旧事業期間中の地方負担分100%の起債充当可能かつ100%交付税措置となるよう求めます。

1 8 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大

下水道施設の機能停止に伴い公衆衛生保全のための緊急的な溢水防止対策などの応急復旧費用や、被害を受けた下水処理場における段階的な水質改善のための費用、また甚大な被害を受けた市町の下水処理場については、従前の処理場ではなく、他の位置に仮のコンパクトな処理施設を段階的に整備することも対象にするよう求めます。同時に災害時における対処手法や水質基準について国として検討することを求めます。

また処理場としての機能を発揮するには、管理のための施設の復旧も必要であり、管理的施設（車庫、駐車場、樹木及び修景芝等）についても災害復旧範囲とするよう求めます。

1 9 激甚災害法第21条の改正及び同条の早期適用

激甚災害法第21条（水防資材費の補助の特例）は、「都道府県又は（中略）水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の3分の2を補助することができる。」と規定されていますが、このたびの震災では、津波で県及び沿岸部の水防管理団体（市町村等）が所有する多数の水防資材倉庫が流出し、大量の水防資材が使用されないまま倉庫ごと滅失しました。同法同条では国庫補助の対象を「使用した資材」に限定しており、この限定規定を理由にこれまでのところ内閣府から「激甚災害により滅失した水防資材及び水防資材倉庫は激甚災害制度の対象にならない」との見解が出されておりますが、その規定の趣旨は、消耗した水防資材を補充し、次の災害に備えることと思料され、現時点で同法同条が「使用」に限定しているのは、わが国においてこのたびの震災のような大津波による水防資材等の流出をこれまで経験しておらず、単に同法を制定した時点では想定することができなかつたためと考えられることから、このたびの震災の経験を踏まえて同法同条を改正し、将来も見据えて激甚災害により滅失した水防資材及び水防資材倉庫を国庫支出金の交付対象として追加するよう津波による被災県として強く求めます。

また、現時点で激甚災害法の各条項に定めた措置で東日本大震災において適用されていないのは同法第7条第1号及び第2号並びに第21条の措置のみとなっています。前述のとおり水防資材についても甚大な被害を受けたことから、激甚災害法第21条を改正した上で同法同条の措置を速やかに適用

するよう求めます。

なお、以上の対応を速やかに行うことが困難な場合は、国の第2次補正予算において激甚災害により滅失した水防資材及び水防資材倉庫に対し、予算補助等の措置を講じるよう求めます。

2 0 地震に伴う地盤沈下に対する総合治水対策

地盤沈下が著しい本県沿岸域の低平地は、人口・資産の集積地であり、仙台空港、下水道の浄化センター等の重要な施設や石巻市街地が位置していますが、今回の震災により排水機場が損傷し、浸水のリスクが著しく高まっており、早急に治水安全度を確保する必要があることから、仮設ポンプ等による排水対策や浸水情報の提供など、必要な対応策を講じることを求めます。

また、洪水被害のリスクが高まった低平地において、総合的な洪水防御対策を早急に促進させるため、河川改修及び河川総合開発事業における現行国庫支出金交付率の大幅な嵩上げを求めます。

2 1 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等にかかる調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に各種の施設が壊滅的な被害を受けており、災害復旧調査費が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付対象範囲の拡大及び当該災害復旧費の国庫支出金交付率と同等の措置を求めます。

2 2 急傾斜地の特定利用斜面保全事業の受益者負担金の免除及び全額国庫負担

今回の震災では、地震による揺れのみならず、大津波による浸水被害も膨大であり、今後の復興に向けては、高地移転等を含めたまちづくり計画の策定を進めているところです。その中で、急峻な崖地等を背後に配し津波被害を受けた地域においては、斜面及びその周辺地域において他事業との調整により、斜面空間の利用が可能となる特定利用斜面保全事業は、有効な手段と考えます。しかしながら、事業に当たっては、受益者負担金の徴収が必要となるものの、受益者が被災をしておりその拠出についても困難を極めることが想定されることから、受益者負担の免除を求めるとともに、各地方公共団体の災害復旧等への財政負担も増加することから、全額国庫負担となるよう求めます。

2 3 地すべり対策事業と急傾斜地崩壊対策事業等の採択基準の緩和及び国庫支出金交付率の嵩上げ

砂防関係事業の採択要件の保全対象人家については、既存人家として通常砂防事業において人家50戸以上、地すべり事業において10戸以上、急傾斜地崩壊対策事業では10戸以上となっております。今回の震災では、土砂災害危険箇所においても家屋の倒壊により既存の保全人家が消失しており、現行採択基準を満たさないことが想定されます。ついては、今後の地域の復興において新規に建築される住宅を保全人家として見なすよう採択要件の緩和、さらに現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

2 4 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査に要する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、土砂災害防止警戒区域等の指定に係る基礎調査に要する費用に対しては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第8条の規定に基づき基礎調査に要する費用の1/3の交付金が交付され、残りの財源を一般財源により充当して実施しております。

このたびの震災では、地震による地盤の緩み等により土砂災害の発生が高まっていることから、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査の実施により地域住民への土砂災害の危険性の周知及び市町村の警戒避難体制の整備等を進めることが必要と認識しております。しかしながら、未曾有の被害を受けたことによる災害復旧等への財政負担も増加することから、現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

2 5 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置の適用と国庫支出金交付率の嵩上げについて

今回の震災では、宮城県内の各所で宅地地盤等が崩落しており、特に仙台市内においては造成宅地を含め、約2,100戸が被災するなど、阪神淡路大震災や新潟県中越地震を遙かに超える甚大な被害が生じております。

宅地被害の復旧については、新潟県中越地震の際に、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業において、擁壁などの人工斜面も事業対象となるなどの採択要件の緩和などの特例措置が講じられており、今回の震災においても同様の特例措置の適用及び現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

2.6 被災地域の高速道路無料化における地方有料道路の減収に対する国庫負担措置

6月20日から開始した東北地方の高速道路無料化については、ネットワークする地方有料道路もその対象とし、一体的な政策となっているものの、無料化に伴う減収額等に対する国の支援等は一切無く、証明書発行業務の増加により自治体窓口業務にも混乱が生じるなど、被災した地方に負担を強いる政策となっています。

無料化に伴う地方有料道路の減収等については、その全額を国が補填するよう求めます。また、料金所等での渋滞など多くの課題が懸念されますので、今後の無料化の継続にあたっては、被災地の実情やニーズを正確に見極め、より適切な対応を図るよう求めます。

2.7 被災離島地域の復興に係る離島振興事業への支援

人口3,300人の東北地方最大の有人離島である気仙沼大島では、震災によりライフラインが寸断された上に連絡船が流出し、島民約1,800人が長期間孤立しました。離島の緊急時の救急救命活動や物資輸送などの輸送路を確保し、島民の安全を確保するためには、気仙沼大島架橋事業の整備が必要不可欠であり、地方負担の**軽減に向けて**、離島振興事業の国庫支出金負担率2/3の**更なる**嵩上げなど、必要な支援策を求めます。

2.8 復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進及び直轄負担金の減免と国庫支出金交付率の嵩上げ

三陸縦貫自動車道等の高規格幹線道路を始めとする広域道路網は、今回の大震災で救急救命活動や緊急物資輸送など「命の道」として重要な役割を果たしており、その整備促進は、今後も懸念される大災害への備えとして極めて重要です。

また、「富県宮城」の政策の下、自動車関連産業の集積が進む本県においては、一日も早い産業復興が望まれており、産業活動を支える物流機能の回復・強化は喫緊の課題です。

道路は、被災地域の復興、防災機能の強化、地域経済の発展を図る上で最も基本的な社会基盤となるものであり、震災復興の復旧・再生期と調整しながら、概ね5年以内を目標とし、特に以下に示す事業の加速的な整備促進を求めます。

また、加速的な整備促進に伴い県の財政負担が大幅に増加することから、直轄負担金減免や補助事業の国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

- (1) 高規格幹線道路の整備促進
 - イ 三陸縦貫自動車道の整備促進，並びに未事業化区間（歌津～本吉間等）の早期事業化
 - ロ （仮）多賀城ＩＣを含む仙塩道路４車線化の早期事業化
 - ハ 常磐自動車道の整備促進
 - ニ 仙台北部道路の整備促進，並びに４車線化の早期事業化
 - ホ 仙台東部道路における（仮）仙台港ＩＣの整備促進
- (2) 高規格幹線道路の利活用促進
 - イ 三陸縦貫自動車道と国道３９８号（石巻北部バイパス）の早期接続
 - ロ 東北縦貫自動車道の大崎緊急退出路の早期事業化
 - ハ 仙台都市圏環状道路におけるネットワークの再編と機能強化
- (3) 地域高規格道路の整備促進
 - イ みやぎ県北高速幹線道路（ 期区間）の早期事業化
 - ロ みやぎ県北高速幹線道路（ 期区間）の直轄権限代行事業としての早期事業化
 - ハ 石巻新庄道路の計画路線への早期指定，並びに早期事業化
- (4) 県際道路の整備促進
 - イ 国道１０８号花洲山バイパス（直轄権限代行事業）の整備促進

2.9 災害公営住宅整備，復旧に伴う国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

災害公営住宅の整備（建設）については，国庫負担が $2/3$ （激甚災害の場合 $3/4$ ），既設公営住宅の復旧については $1/2$ （激甚災害の場合，嵩上げあり）となっています。

このたびの震災では，公営住宅についても沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，今後の整備，復旧にあたっては地方負担が大きくなることから，国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

また，被害を受けた公営住宅については，宅地に大きな被害を受けたものもあります。国の平成 23 年度第 1 次補正予算では，災害公営住宅の用地の取得・造成についても補助対象となり，補助率が $3/4$ とされたところですが，既設公営住宅については，宅地のみを復旧（造成）する場合は補助対象外となっています。これらにつきましても地方負担が大きくなることから，更なる国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象の拡大を求めます。

また，災害公営住宅の整備にあたり，隣接地等に整備する駐車場の整備費が補助対象外となっています。駐車場の整備は必要不可欠であるため，国庫支出金交付対象とするよう求めます。

3 0 地域優良賃貸住宅整備に伴う国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

このたびの震災では、中堅所得者を対象とした住宅である地域優良賃貸住宅についても整備することが想定されますが、国庫補助率については、地方公共団体が整備（建設）する場合は1 / 2、民間が整備する場合は、地方公共団体が民間事業者に対して補助する額の1 / 2となっています。整備するに当たっては、地方負担が大きくなることから、国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

また、民間が地域優良賃貸住宅を整備する場合の補助対象は、住宅の共用部分の整備費等に限定されていますが、共用部分に限らず、整備費全体を対象とするなど国庫支出金交付対象の拡大を求めます。

3 1 住宅地区改良事業の国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

住宅地区改良事業により整備した施設の災害復旧に対する国庫補助率は、東日本特別財政援助法第3条の規定により80 / 100又は90 / 100に嵩上げされたところです。このたびの震災では、地域全体で壊滅的な被害を受けたところが多く、公的住宅、公共施設、地区施設、津波避難施設等の整備を一体的に行う必要があり、住宅地区改良事業を活用することも想定されますが、実施に当たっては地方負担が大きくなることから、新たに実施する住宅地区改良事業についても国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。同様に、住宅地区改良事業に比べ事業対象地区の採択要件が緩く事業を実施しやすくなっている小規模住宅地区等改良事業についても、住宅地区改良事業と同じく国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

また、小規模住宅地区等改良事業の対象地区の採択要件は「不良住宅の戸数が15戸以上」または「過疎地域であり、かつ激甚災害で規定する地域である場合は5戸以上」となっていますが、地域の指定等にかかわらず全ての場合において「5戸以上」とするよう緩和を求めます。

3 2 民間住宅再建における支援制度の創設

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資については、住宅を建設する場合における基本融資額の融資金利の引き下げなどが行われたところです。このたびの震災では、高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の住家においても多大な被害を受けたことから、住宅の自力再建に当たる住宅確保要配慮者の負担軽減のために更なる制度拡充を求めます。

また、このたびの震災で民間賃貸住宅等に入居した住宅確保要配慮者の負

担軽減のために国による新たな支援制度の創設を求めます。

3 3 第三セクター鉄道，離島航路，バス等の被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大並びに事業者への出資及び運転資金融資制度等の創設

現行制度上，被災公共交通事業者の災害復旧費については，経常損失が生じている第三セクター鉄道施設の復旧費として1 / 4の国庫補助制度がありますが，離島航路事業者やバス事業者の復旧費については，国庫補助制度がありません。また，経常損失が生じていない第三セクター鉄道の災害復旧費に対しても，国庫補助制度がありません。

このたびの震災では，沿岸部を中心に公共交通事業者も壊滅的な被害を受けており，現行補助率では地方公共団体及び事業者の負担が過大になるほか，従来の国庫補助対象以外の施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設と現行国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大を求めます。また，事業者への出資や運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

3 4 被災地における緊急的，臨時的な交通確保に要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，被災した市町村が緊急的，臨時的に行った無償バス等の経費については 国庫補助制度がありません。

このたびの震災で，壊滅的な被害を受けた沿岸部の市町においては，従来の住民バスや路線バスの運行が困難となる一方，避難所及び仮設住宅等からのバス運行が求められており，無償バス等によって被災した住民の交通手段を確保していますが，補助制度がなく運行経費の確保が困難となっていることから，国により新たな支援制度の創設を求めます。

3 5 港湾施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

従来，港湾関係起債事業で整備した施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありませんでしたが，このたびの震災では，各種の港湾施設が壊滅的な被害を受けたことを踏まえて一部施設については対象に含まれました。

しかし，対象外となった残る施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから，国庫支出金交付対象範囲の更なる拡大を求めます。

3 6 港湾施設等物流機能の復旧支援及び地震津波防災施設の整備促進

臨港地区内立地企業の所有する護岸，専用岸壁及び荷役，運送機械等の設備の災害復旧及び物流関連企業の復興に対し，国庫支出金の交付，更に無利子貸し付け等の財政支援を行うよう求めます。

また，臨港地区内事業用敷地及び倉庫等の瓦礫等災害廃棄物の処理について，国が費用負担を行うことを求めます。

港湾物流に従事する労働者の雇用については，復興が完了するまでの期間，特別な財政支援を行うことを求めます。

港湾における防災機能を向上させるため，耐震強化岸壁の整備及び津波防御，避難施設を設置すること，及び仙台塩釜港塩釜港区に海上保安庁の専用岸壁を国において早急に整備することを求めます。

3 7 復興に向けた港湾設備の整備促進及び直轄負担金の減免と国庫補助率の嵩上げ

このたびの震災からの復興には，従来の災害復旧のような，「施設の原形復旧」，「従前と同じ利用再開」といった復興ではなく，3港の統合一体化を図り，既存ストックの有効利用，機能分担，施設の集約化等効率的な復旧・復興を進めて東北の産業競争力を確保し，東北経済の復興・発展を確実なものにすることが必要です。

そのためにも震災復興計画策定のスケジュールと合わせ，3港の統合一体化を当初予定どおり平成24年度に進めるよう求めます。

また，引き続き自動車産業をはじめとする東北地方の産業集積を支援する国際拠点港湾仙台塩釜港の雷神埠頭(水深 9 m) (平成24年度完成)及び高松埠頭(水深 14 m)整備，地域の産業基盤である重要港湾石巻港の，雲雀野地区の南防波堤・西防波堤整備を促進，また，整備促進に伴い県の財政負担が大幅に増加することから，直轄負担金減免や補助事業の国庫補助率の嵩上げを求めます。

3 8 地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部に設置された被災地方公共団体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独

で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設が壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 9 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援について

仙台空港アクセス鉄道は、東日本大震災により被災を受け、運休に伴う営業収入の落ち込みや多額の復旧費の支払いにより非常に厳しい経営状況にあることから、経営改善に向け、上下分離方式による抜本的な財務構造の改善や収支の改善に向け取組を急ぐ必要があります。

しかし、財務構造の改善や収支の改善のために県や地方自治体が財政的な支援を行う場合の交付税措置などの国の支援制度が存在しないことから、新たな制度創設を要望するものです。

第三セクターの仙台空港アクセス鉄道は、当県ひいては東北経済全体の復興・発展のため、東北の拠点空港である仙台空港のポテンシャルを高める重要な社会資本であることから、将来に向けて安定的に安全に運行が継続できるよう支援を求めます。

4 0 観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に観光施設、ホテル、旅館、民宿等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 1 観光復興に向けた交流人口拡大の取組に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、全国的に自粛ムードが漂い、経済全体が大きな影響を受けています。かつてない大災害からの復興のためには、早急に風評を払拭し、観光復興に向けた交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組むことが必要であることから、復興イベントの開催や観光客の誘致活動に対する新たな国庫支出金交付制度の創設と拡充を求めます。

< 環境省関係 >

1 自然公園内の県施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、自然公園内の災害廃棄物の撤去や自然公園内の公園事業施設の災害復旧費については補助対象外とされています。このたびの震災では、沿岸部を中心に自然公園内の県施設が大きな被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

2 自然公園内の市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、自然公園内の市町村施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に自然公園内の市町村施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 災害廃棄物処理に係る国の関与強化及び災害廃棄物処理費の全額国費対応等

現行制度において災害廃棄物処理は最終処分まですべて市町村の事務とされていますが、このたびの震災で発生した災害廃棄物は極めて大量であり、このすべてをそれぞれの被災市町村が早期に最終処分まで行うことは不可能な状況です。

現在、住民の生活に支障となる市街地などの災害廃棄物は市町村が設置した一次仮置き場に移動し、保管しているところですが、一次仮置き場から先の処理を市町村が責任をもって行うことは現実的ではなく、県が一次仮置き場から先の処理を市町村から受託したとしても、県が県内において独力で処理することは事実上困難です。

つきましては、一次仮置き場までの移動及び一次仮置き場の運営に係る事務は被災市町村及びその事務の一部を受託した県において処理してまいりますが、一次仮置き場から先の処理は全額国の負担により国直轄で処理することができるよう制度の整備を求めます。

また、東日本特別財政援助法第139条で特定被災地方公共団体である市町村の災害廃棄物処理については最大90/100の国庫補助が受けられることになり、残る市町村負担分についても、市町村が発行する災害対策債の元利償還金の100%を後年度地方交付税で措置するとされていますが、このたびの災害廃棄物処理費は国が全額を負担するとの方針が既に示されていることから、市町村負担分をゼロにし、事業実施年度に全額を国費で交付す

るよう求めます。それが困難で地方交付税措置するのであれば、災害廃棄物処理費そのものが巨額に上り、今後各年度に支払う元利償還金も大きく膨らむと見込まれ、地方交付税総額が増えなければ地方全体の財政運営に大きな支障を及ぼす可能性が高いと思料されることから、このたびの震災によって今後必要となる地方全体の災害対策債元利償還金相当額を国の一般会計から地方交付税の原資に別枠で特例加算するよう求めます。

さらに、県が公共土木施設等の管理者として既に実施し、また今後実施することとなる公共土木施設上等の災害廃棄物処理については、所在市町村からその処理について委託があった場合に限り災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることができるとされていますが、市町村を経由することによる県及び市町村双方の事務処理の煩雑化を避けるため、災害等廃棄物処理事業費補助金と同一内容の国庫支出金を直接県に交付するよう求めます。

4 災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、災害等廃棄物処理事業費補助金について、仮置場の土地購入費を補助の対象とするよう求めます。

また、被災した全ての大企業等の災害廃棄物の処理費用について、補助対象とするとともに、収集、運搬、及び処分費用は補助の対象となりましたが、解体工事の費用は対象外であることから、当該費用についても補助の対象とするよう求めます。

5 廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補助率は最大でも9 / 10となっています。このたびの震災では、沿岸部を中心に廃棄物処理施設が壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるため、全額国庫補助とするよう求めます。

6 試験研究機関（宮城県保健環境センター）の庁舎及び機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、公設試験研究機関の庁舎及び検査用機器の災害復旧費については、国庫補助制度がありません。

このたびの震災で、宮城県保健環境センターは建物や検査機器に甚大な被害を受けたことから、既存の被災建築物解体撤去経費を含めた災害復旧費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

別添資料（特区関係）

「（仮称）東日本復興特区」の創設の提案

目的： 迅速な復興

防災はもとより、現代の諸課題にも先進的に対応した地域づくり

対象：津波被害のあった沿岸市町村の地域（一部項目等は内陸部にも適用）

期間：10年間

内容：以下の8つの項目（特区）により構成

特別措置は、規制・制度の特例、財政・税制・金融の支援、国の事業実施

1 復興まちづくり推進（特区）

【目的】二度と津波被害による人的被害を出さない安全・安心なまちの実現、住居・都市施設等の迅速な復興の実現。

【主な内容】

高台移転・職住分離の推進

- ・ 広範な土地の柔軟・迅速な利用形態見直しが必要。農地法、文化財保護法等の土地利用規制について、許可等の要件の緩和、権限の移譲、同意等を届出とする等の特例を設ける。
- ・ 多数の防災集団移転事業、土地区画整理事業等の実施が必要。膨大な地方負担、多大な被災者の受益者負担を軽減するための特例を設ける。

公共土木施設の再整備の推進

津波浸水地域等において同一場所・同一規模等の復旧は困難な場合も。安全な別の場所に、防災性能の強化等を行った場合でも、災害復旧事業の補助対象とする。

2 民間投資促進（特区）

【目的】被災企業の早期の事業再開・ものづくり産業の更なる集積、低炭素型産業の東北への集積。

【主な内容】

企業の事業コスト軽減

被災企業の被害は甚大。被災企業の再建への支援が必要。また、復興にはものづくり産業の更なる集積も必要。被災企業が行う施設の再配置に対する新たな補助制度を創設し、さらには被災企業、新規立地企業の法人税、法人二税、不動産取得税、固定資産税、自動車重量税の課税を10年間免除する。

工場等用地の開発の促進

被災地から移転する相当な工場等の用地開発が必要。工場等用地の存する地方公共団体が、都市計画法等の手続の緩和を行うことができるとする特例を設ける。

低炭素型産業の東北への集積促進

復興には成長産業の集積が必要。低炭素型産業を東北へ集積することとし、法人税を10年間免除するとともに、日本政策投資銀行の融資利率を他地域の2分の1とする。

3 水産業復興（特区）

【目的】壊滅的被害を受けた水産業の早期復興、生産・加工・販売の一体化等による競争力のある水産業の構築。

【内容】

養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進

沿岸漁業者は生産・生活基盤のほぼ全てを失い、個人での再開は困難。水産業の担い手の一つとして、漁業会社等の新たな経営組織が均等に漁業免許を受けられることができることとする特例を設ける。

4 農業・農村モデル創出（特区）

【目的】甚大な被害を受けた農業の早期復興、収益性の高い農業の実現。

【主な内容】

「復興基盤整備事業」の創設

広範な被災農地等の迅速な整備・新たなゾーニングが必要。権利者（所有者・賃借者等）の個別の土地利用を制限し、市町村や土地改良区等が一定期間、一括管理して、基盤整備、土地配分を行うことができることとする制度を創設する。

- ・ 農用地以外の権利者の同意を事業採択の絶対条件としないこととする。
- ・ 行方不明者以外で事業採択に要する一定割合の同意が得られた場合、行方不明者の意思確認を不要とする。
- ・ 権利者が行方不明で失踪宣告の手続がとられていない場合、事業採択の意思確認については、相続を開始するものとみなす。

5 交流ネットワーク復興・強化（特区）

【目的】交通インフラの迅速な復旧、ネットワーク機能の強化、防災機能の強化。

【主な内容】

道路ネットワークの強化

沿岸地域の復興に資する三陸縦貫自動車道等の整備促進が必要。直轄事業負担金の免除や国による代行事業の特例を設ける。

港湾の機能の強化

- ・ 背後のまちづくりと連携し、地方港湾及び漁港の統廃合を行う。大臣認可案件を、県知事の認可案件とする。
- ・ 震災からの再生・発展に向けた港湾競争力強化のため仙台塩釜港、石巻港、松島港を統合同体化する。港湾統合の事務手続きを簡素化する。

空港の機能の強化

震災や風評被害により航空需要が低迷している仙台空港への就航・路線維持のための対策が必要。空港使用料（着陸料、停留料、保安料）を10年間免除する。

6 クリーンエネルギー活用促進（特区）

【目的】震災復興に当たりクリーンエネルギーの積極的な導入、環境配慮と経済発展が両立した先進的地域の実現。

【主な内容】

街や地域での活用促進（エコタウンの実現）

津波被害を受けた利用困難地の有効活用と、再生可能エネルギーのコストダウンが、それぞれ求められる。2つの課題を同時に解決すべく、国による用地買収・無償貸与により、太平洋メガソーラーベルト地帯を創設する。

家庭部門での活用促進（エコハウスの実現）

家庭用太陽光発電設備は、初期投資が大きいことが課題。設備導入に係る無利子融資等のインセンティブ制度を創設する。

7 医療・福祉復興（特区）

【目的】壊滅的被害を受けた沿岸部における医療・福祉サービスの確保、先進的な地域包括医療体制の構築。

【主な内容】

医療・福祉サービスの確保

被災地では医師や職員の確保が困難。配置基準を達成できないと、診療報酬減額のおそれ。配置基準を緩和する特例を設ける。

地域包括医療体制の構築

仮設住宅等の入居者の保健医療活動において、医療・福祉機関の情報共有が不可欠。被災者の医療情報を共有するシステムを構築するモデル事業を実施する。

8 教育復興（特区）

【目的】壊滅的被害を受けた沿岸部の教育環境のすみやかな復興、学校に地域コミュニティの防災拠点としての機能を付与、精神的・経済的被害を受けた児童生徒に対する万全のケア、地域の復興・未来を支える人材の育成、学業継続の支援、被害を受けた貴重な文化財の修復・保全。

【主な内容】

学校に対する防災拠点機能の付与

今回、多くの学校が防災拠点として重要な役割を果たす。その機能強化が必要。学校を地域の防災拠点としてハード・ソフト両面で整備するモデル事業を実施する。

児童生徒に対する万全のケア

悲惨な体験をした児童生徒の心のケアが必要。養護教諭や学校事務職員をはじめとする教職員の加配特例を設ける。

地域の復興・未来を担う人材の育成

地域産業が求める職業能力等を、高等教育において確実に定着させることが重要。公立高校において、学校設定教科・科目の修得単位数の制限を撤廃し、長期インターンシップ等の教科・科目に単位数を柔軟に配当できる特例を設ける。